

# 編 修 趣 意 書

(教育基本法との対照表)

受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
106-111	高等学校	地理歴史科	歴史総合	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教科書名		

## 1. 編修の基本方針

**教育基本法第2条第1号「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。」に留意した点**

- \*現在につながる近代・現代の歴史を、世界と日本の歩みを関連づけながら叙述することによって、「幅広い知識と教養を身に付ける」ことができるよう留意した。
- \*各節の冒頭に導入の「問い」を設けることによって各節の学習の目的を明確にした。また、本文などを読む際の着眼点の手がかりとなるような「Q(問い)」を所々に設けて考察を促し、これをもとに対話的な活動をおこなうことで、「真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことができるように配慮した。
- \*生徒の興味・関心を引き出し、本文の理解を深めることができるような地図やグラフ・文字資料等を掲載し、資料から情報を読みとぎ、考察する活動ができるよう留意した。
- \*本文の理解を助けるため注を付した。また、基本的な知識・教養として重要と思われる概念や用語などについても注で解説した。

**教育基本法第2条第2号「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。」に留意した点**

- \*特に「近代化への問い」「国際秩序の変化や大衆化への問い」「グローバル化への問い」では、生徒が学習に主体的に取り組めるよう、取り上げる資料を選択した。生徒自身が資料に基づいて自分なりに考察し、問いを表現することで、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」ことができるよう留意した。
- \*「近代化」「国際秩序の変化や大衆化」「グローバル化」といった変化と、職業や生活などの社会状況との関連について、多角的に叙述し、「職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと」ができるよう留意した。

**教育基本法第2条第3号「正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。」に留意した点**

\*国際連盟や国際連合の機能とその課題、冷戦や地域紛争、核開発、安全保障の問題などの叙述を通して、「正義と責任」について考察できるよう留意した。また、女性運動や労働運動、差別や格差の問題とそれへの取組などについての叙述を通して、「男女の平等、自他の敬愛と協力」について考察できるよう留意した。

\*第Ⅰ・Ⅱ部末の「近代化と現代的な諸課題」「国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題」、第Ⅲ部末の「現代的な諸課題の形成と展望」のページでは、歴史的な経緯を踏まえて現代的な課題を理解し、持続可能な社会の実現に向けて主体的に考える活動を通して、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」ができるよう留意した。

**教育基本法第2条第4号「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと。」に留意した点**

\*たび重なる戦争や、経済の発展に伴う環境問題、また、そうした問題に対する取組についての叙述から、「生命を尊び、自然を大切に、環境の保全に寄与する態度を養うこと」ができるよう留意した。

**教育基本法第2条第5号「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。」に留意した点**

\*世界と日本の歴史を関連づけながら、地域の違いやその背景について気づかせるように配慮し、また、現代の世界及び日本における課題を取り上げ、考察を促すことで、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」ができるよう留意した。

## 2. 対照表

図書の構成・内容	特に意を用いた点や特色	該当箇所
歴史の扉1 歴史と私たち 日本と洋菓子	*「歴史の扉1」では、生活や身近な諸事象と日本や世界の歴史との関連性に気づくように、洋菓子について記述した(第1号)	p. 12~13
歴史の扉2 歴史の特質と資料 台湾における砂糖の生産	*「歴史の扉2」では、主体的な学習を促すため、歴史を考察するための資料の解釈について多角的に例示した(第3号)。	p. 14~16
第Ⅰ部 近代化と私たち	*全体として、公正な立場から客観的に叙述した(第3号)。 *日本と世界の歴史が、相互に関連しながら展開してきたことを、近代化の視点から多角的にバランスよく叙述した(第1号)。	(p. 17~98)
<近代化への問い> 1 交通と貿易 / 2 産業と人口 / 3 権利意識と政治参加や国民の義務 / 4 学校教育 / 5 労働と家族 / 6 移民	*近代化への問いでは、みずから考察し、問いを表現するための資料を掲載した(第2号)。	p. 18~23

<p>第1章 結びつく世界</p> <p>1 アジア諸地域の繁栄と日本</p> <p>2 ヨーロッパ人の海外進出とヨーロッパにおける主権国家体制の形成</p>	<p>*世界各地の特色と「世界の一体化」についての叙述のなかで、伝統と文化や、国際的な交流について関心が高まるように配慮した(第5号)。</p>	<p>p. 24～35</p>
<p>第2章 近代ヨーロッパ・アメリカ世界の成立</p> <p>1 アメリカ独立革命とフランス革命</p> <p>2 ヨーロッパ経済の動向と産業革命</p> <p>3 19世紀前半のヨーロッパ</p> <p>4 19世紀後半のヨーロッパ</p> <p>5 19世紀のアメリカ大陸</p> <p>6 西アジアの変容と南アジア・東南アジアの植民地化</p> <p>7 中国の開港と日本の開国</p>	<p>*産業革命とあわせて、公害の問題が生じたことを叙述し、環境保全への関心が高まるように配慮した(第4号)。</p> <p>*産業革命の進展のなかで経済的、軍事的格差が生じたこと、植民地とされた地域があったことを叙述し、他国を尊重することや国際平和について関心が高まるように配慮した(第5号)。</p>	<p>p. 36～65</p>
<p>第3章 明治維新と日本の立憲体制</p> <p>1 明治維新と諸改革</p> <p>2 明治初期の対外関係</p> <p>3 自由民権運動と立憲体制</p>	<p>*立憲体制の成立に関する叙述のなかで、権利や義務、平等についても関心が高まるように配慮した(第3号)。</p>	<p>p. 66～77</p>
<p>第4章 帝国主義の展開とアジア</p> <p>1 条約改正と日清戦争</p> <p>2 日本の産業革命と教育の普及</p> <p>3 帝国主義と列強の展開</p> <p>4 世界分割と列強の対立</p> <p>5 日露戦争とその影響</p>	<p>*帝国主義の展開や、たびたびおこった戦争に関する叙述のなかで、生命を尊ぶ態度を養えるように配慮した(第4号)。</p>	<p>p. 78～96</p>
<p>&lt;近代化と現代的な諸課題&gt;</p> <p>自由・制限／開発・保全</p>	<p>*近代化と現代的な諸課題では、自由・制限、開発・保全を取り上げた(第2・4号)。</p>	<p>p. 97～98</p>
<p>第II部 国際秩序の変化や大衆化と私たち</p>	<p>*全体として、公正な立場から客観的に叙述した(第3号)。</p> <p>*日本と世界の歴史が、相互に関連しながら展開してきたことを、国際秩序の変化や大衆化の視点から多角的にバランスよく叙述した(第1号)。</p> <p>*2度の世界大戦に関する叙述のなかで、生命を尊ぶ態度を養えるように配慮した(第4号)。</p>	<p>(p. 99～170)</p>
<p>&lt;国際秩序の変化や大衆化への問い&gt;</p> <p>1 国際関係の緊密化／2 アメリカ合衆国とソ連の台頭／3 植民地の独立／4</p>	<p>*国際秩序の変化や大衆化への問いでは、みずから考察し、問いを表現するための資料を掲載した(第2号)。</p>	<p>p. 100～104</p>

<p>大衆の政治的・経済的・社会的地位の変化／5 生活様式の変化</p> <p>第5章 第一次世界大戦と大衆社会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一次世界大戦とロシア革命</li> <li>2 国際平和と安全保障</li> <li>3 アジア・アフリカ地域の民族運動</li> <li>4 大衆消費社会と市民生活の変容</li> <li>5 社会・労働運動の進展と大衆の政治参加</li> </ol> <p>第6章 経済危機と第二次世界大戦</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 世界恐慌の発生と各国の対応</li> <li>2 ファシズムの台頭</li> <li>3 日本の恐慌と満洲事変</li> <li>4 日中戦争と国内外の動き</li> <li>5 第二次世界大戦と太平洋戦争</li> </ol> <p>第7章 戦後の国際秩序と日本の改革</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな国際秩序と冷戦の始まり</li> <li>2 アジア諸地域の独立</li> <li>3 占領下の日本と民主化</li> <li>4 占領政策の転換と日本の独立</li> </ol> <p>&lt;国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題&gt;</p> <p>対立・協調／平等・格差／統合・分化</p>	<p>* 第一次世界大戦後の国際関係の叙述のなかで、国際社会の平和について関心が高まるように配慮した（第5号）。</p> <p>* 大衆消費社会の叙述のなかで、当時の文化について関心が高まるように配慮した（第5号）。</p> <p>* 第一次世界大戦後の社会・労働運動の叙述のなかで、平等について関心が高まるように配慮した（第3号）</p> <p>* 第二次世界大戦前後の叙述のなかで、生命を尊ぶ態度を養えるように配慮した（第4号）。</p> <p>* 戦後の国際秩序や日本の改革の叙述のなかで、国際社会の平和について、関心が高まるように配慮した（第5号）</p> <p>* 国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題では、対立・協調、平等・格差、統合・分化を取り上げた（第3号）。</p>	<p>p. 105～131</p> <p>p. 132～151</p> <p>p. 152～167</p> <p>p. 168～170</p>
<p>第Ⅲ部 グローバル化と私たち</p> <p>&lt;グローバル化への問い&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷戦と国際関係／2 人と資本の移動／3 高度情報通信／4 食料と人口／5 資源・エネルギーと地球環境／6 感染症／7 多様な人々の共存</li> </ol> <p>第8章 冷戦と世界経済</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 集団防衛体制と核開発</li> <li>2 米ソ両大国と平和共存</li> <li>3 西ヨーロッパの経済復興</li> </ol>	<p>* 全体として、公正な立場から客観的に叙述した（第3号）。</p> <p>* 日本と世界の歴史が、相互に関連しながら展開してきたことを、グローバル化の視点から多角的にバランスよく叙述した（第1号）。</p> <p>* グローバル化への問いでは、みずから考察し、問いを表現するための資料を掲載した（第2号）。</p> <p>* 経済成長とともに、公害の問題も取り上げ、生命の尊さや環境保全の重要性にも配慮した叙述を心掛けた（第4号）。</p> <p>* 冷戦の記述のなかで、国際平和について関</p>	<p>(p. 171～236)</p> <p>p. 172～178</p> <p>p. 179～213</p>

<p>4 第三世界の連携と試練 5 55年体制の成立 6 日本の高度経済成長 7 核戦争の恐怖から軍縮へ 8 冷戦構造のゆらぎ 9 世界経済の転換 10 アジア諸地域の経済発展と市場開放</p>	<p>心が高まるように配慮した（第5号）。</p>	
<p>第9章 グローバル化する世界 1 冷戦の終結と国際情勢 2 ソ連の崩壊と経済のグローバル化 3 開発途上国の民主化と独裁政権の動揺 4 地域紛争の激化 5 国際社会のなかの日本</p>	<p>*国際社会が変化するなかで、日本を含む世界の国々が相互に関係しつつ、どのように歩んできたのかについて理解が深まるように配慮した（第5号）。</p>	<p>p. 214～229</p>
<p>第10章 現代の課題 1 現代世界の諸課題 2 現代日本の諸課題</p>	<p>*現代の課題についての叙述や、みずから課題を設定し取り組むための例示をすることで、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養えるように配慮した（第3号）。</p>	<p>p. 230～234</p>
<p>&lt;現代的な諸課題の形成と展望&gt;</p>		<p>p. 235～236</p>

### 3. 上記の記載事項以外に特に意を用いた点や特色

- \*地図・グラフ類の作成においては、色覚の個人差を問わず、多くの生徒に見やすいようにカラーユニバーサルデザインに配慮し、読み取りやすい表現方法での作図を心掛けた。
- \*本文やキャプションで使用した文字のフォントについては、文字のかたちがわかりやすく、読み間違いがおこりにくいユニバーサルデザインに対応した「UD書体」を採用した。
- \*インターネット上に教科書ポータルサイトを設け、用語の解説、穴埋め形式で用語を確認する問題、様々な地域の年表を比較して参照できる年表、文字資料や動画などの一覧を参照できるようにして、より深い学びにつなげられるようにした。
- \*学習上の便宜を考慮して、図版に番号を付し、関連する本文にも図版番号を示した。
- \*学習指導要領の趣旨に従いつつ、高等学校における学習に配慮して、巻頭資料「諸地域世界の形成」で前近代を扱うなど一部独自の構成を加えて作成した。

# 編 修 趣 意 書

(学習指導要領との対照表、配当授業時数表)

受理番号	学 校	教 科	種 目	学 年
106-111	高等学校	地理歴史科	歴史総合	
※発行者の 番号・略称	※教科書の 記号・番号	※教 科 書 名		

## 1. 編修上特に意を用いた点や特色

### 特色① 中学校社会科との連携

- \* 中学校社会科との連携をはかるため、また、歴史総合が近代以降を主な学習対象とする種目であることをふまえ、「巻頭資料」として「諸地域世界の形成」を設け、東アジア、南アジア・東南アジア、西アジア、ヨーロッパに分けて、近代以前の諸地域世界の動向や、諸地域世界の風土について示した。
- \* 高校生の発達段階に配慮し、叙述が難解になりすぎないように配慮した。
- \* 高校生にとって理解しにくいと思われる語句（概念用語や公民関係用語を含む）や、より詳細な解説が必要であると考えられる箇所には、注を付した。
- \* 学習指導要領の趣旨に従いつつ、生徒の理解のしやすさに配慮して、時系列的な構成を心掛けた。また関連する叙述には参照ページを付すことで、時代や地域を通観した学習ができるように心掛けた。

### 特色② 深い学びのための工夫

- \* 「近代化への問い」「国際秩序の変化や大衆化への問い」「グローバル化への問い」「近代化と現代的な諸課題」「国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題」「現代的な諸課題の形成と展望」では、生徒自身が主体的に学習に取り組めるよう、資料を選択した。
- \* 学習時の手がかりとして、各節の導入に節全体にわたる「問い」を配置して、各節の学習の目的を明確にした。また、節の途中や図版にも適宜、「Q（問い）」を配置し、対話的な活動を促すように留意した。
- \* インターネット上に教科書ポータルサイトを設け、動画や資料などを参照して、より深い学びにつなげられるようにした。また、重要資料のいくつかについては、より詳しい読み取りができるよう、参照先で教科書に掲載したものよりも多くの分量、もしくは資料の全文を閲覧することができるようにした。
- \* 各部の冒頭には扉を配置し、部の特徴が簡潔に理解できるように心掛けた。

### 特色③ 地理的・世界的視野の重視

- \* 内容の全体にわたって、国際環境や地理的条件などと関連付けて叙述するとともに、地図や年表などの諸資料も適宜掲載した。
- \* 地域別の配列を工夫し、世界史分野の学習のあとに日本史分野の学習が行われるようにすることで、世界の歴史と日本の歴史の関連が捉えやすくなるよう心掛けた。
- \* 掲載している地図は、正確性を追求し、デジタル教科書等での拡大使用にも堪えうるように工夫した。
- \* 世界的視野を重視しつつも、「日本史探究」「世界史探究」の学習を見据え、日本史分野・世界史分野それぞれの叙述の比率が極端に片方に傾くことがないよう配慮した。

## 2. 対照表

図書の構成・内容	学習指導要領の内容	該当箇所	配当 時数
歴史の扉 1 歴史と私たち 日本と洋菓子	A 歴史の扉 (1) 歴史と私たち	p. 12～13	1
歴史の扉 2 歴史の特質と資料 台湾における砂糖の生産	(2) 歴史の特質と資料	p. 14～16	1
第 I 部 近代化と私たち <近代化への問い> 1 交通と貿易 / 2 産業と人口 / 3 権利意識と政治参加や国民の義務 / 4 学校教育 / 5 労働と家族 / 6 移民	B 近代化と私たち (1) 近代化への問い	(p. 17～98) p. 18～23	2
第 1 章 結びつく世界 1 アジア諸地域の繁栄と日本 2 ヨーロッパ人の海外進出とヨーロッパにおける主権国家体制の形成	(2) 結びつく世界と日本の開国 (3) 国民国家と明治維新	p. 24～35	3
第 2 章 近代ヨーロッパ・アメリカ世界の成立 1 アメリカ独立革命とフランス革命 2 ヨーロッパ経済の動向と産業革命 3 19 世紀前半のヨーロッパ 4 19 世紀後半のヨーロッパ 5 19 世紀のアメリカ大陸 6 西アジアの変容と南アジア・東南アジアの植民地化 7 中国の開港と日本の開国		p. 36～65	10
第 3 章 明治維新と日本の立憲体制 1 明治維新と諸改革 2 明治初期の対外関係 3 自由民権運動と立憲体制		p. 66～77	3

<p>第4章 帝国主義の展開とアジア</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条約改正と日清戦争</li> <li>2 日本の産業革命と教育の普及</li> <li>3 帝国主義と列強の展開</li> <li>4 世界分割と列強の対立</li> <li>5 日露戦争とその影響</li> </ol> <p>&lt;近代化と現代的な諸課題&gt;</p> <p>自由・制限／開発・保全</p>	<p>(4) 近代化と現代的な諸課題</p>	<p>p. 78～96</p> <p>p. 97～98</p>	<p>6</p> <p>1</p>
<p>第Ⅱ部 国際秩序の変化や大衆化と私たち</p> <p>&lt;国際秩序の変化や大衆化への問い&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国際関係の緊密化／2 アメリカ合衆国とソ連の台頭／3 植民地の独立／4 大衆の政治的・経済的・社会的地位の変化／5 生活様式の変化</li> </ol> <p>第5章 第一次世界大戦と大衆社会</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第一次世界大戦とロシア革命</li> <li>2 国際平和と安全保障</li> <li>3 アジア・アフリカ地域の民族運動</li> <li>4 大衆消費社会と市民生活の変容</li> <li>5 社会・労働運動の進展と大衆の政治参加</li> </ol> <p>第6章 経済危機と第二次世界大戦</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 世界恐慌の発生と各国の対応</li> <li>2 ファシズムの台頭</li> <li>3 日本の恐慌と満洲事変</li> <li>4 日中戦争と国内外の動き</li> <li>5 第二次世界大戦と太平洋戦争</li> </ol> <p>第7章 戦後の国際秩序と日本の改革</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新たな国際秩序と冷戦の始まり</li> <li>2 アジア諸地域の独立</li> <li>3 占領下の日本と民主化</li> <li>4 占領政策の転換と日本の独立</li> </ol> <p>&lt;国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題&gt;</p> <p>対立・協調／平等・格差／統合・分化</p>	<p>C 国際秩序の変化や大衆化と私たち</p> <p>(1) 国際秩序の変化や大衆化への問い</p> <p>(2) 第一次世界大戦と大衆社会</p> <p>(3) 経済危機と第二次世界大戦</p> <p>(4) 国際秩序の変化や大衆化と現代的な諸課題</p>	<p>(p. 99～170)</p> <p>p. 100～104</p> <p>p. 105～131</p> <p>p. 132～151</p> <p>p. 152～167</p> <p>p. 168～170</p>	<p>2</p> <p>8</p> <p>6</p> <p>5</p> <p>1</p>
<p>第Ⅲ部 グローバル化と私たち</p> <p>&lt;グローバル化への問い&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 冷戦と国際関係／2 人と資本の移動／3 高度情報通信／4 食料と人口／5 資源・エネルギーと地球環境／6 感染</li> </ol>	<p>D グローバル化と私たち</p> <p>(1) グローバル化への問い</p>	<p>(p. 171～236)</p> <p>p. 172～178</p>	<p>2</p>

症／7多様な人々の共存			
第8章 冷戦と世界経済	(2) 冷戦と世界経済	p. 179～213	10
1 集団防衛体制と核開発	(3) 世界秩序の変容と日本		
2 米ソ両大国と平和共存			
3 西ヨーロッパの経済復興			
4 第三世界の連携と試練			
5 55年体制の成立			
6 日本の高度経済成長			
7 核戦争の恐怖から軍縮へ			
8 冷戦構造のゆらぎ			
9 世界経済の転換			
10 アジア諸地域の経済発展と市場開放			
第9章 グローバル化する世界		p. 214～229	5
1 冷戦の終結と国際情勢			
2 ソ連の崩壊と経済のグローバル化			
3 開発途上国の民主化と独裁政権の動揺			
4 地域紛争の激化			
5 国際社会のなかの日本			
第10章 現代の課題		p. 230～234	2
1 現代世界の諸課題			
2 現代日本の諸課題			
<現代的な諸課題の形成と展望>	(4) 現代的な諸課題の形成と展望	p. 235～236	2
		計	70

常用漢字以外の使用漢字一覧表

廟 (p.4)	沐浴 (p.6)	托鉢 (p.6)	祭祀 (p.7)	輪廻 (p.7)
灌溉 (p.8)	平坦 (p.10)	飴 (p.12)	蔗糖 (p.12)	斛 (p.12)
混淆 (p.12)	莓 (p.13)	饅頭 (p.13)	羊羹 (p.13)	餡 (p.13)
嗜好 (p.13)	屏風 (p.17)	宦官 (p.24)	倭寇 (p.24)	辮髮 (p.26)
剃り (p.26)	征夷大將軍 (p.26)	一揆 (p.26)	檀那 (p.27)	蘭学 (p.27)
鮭 (p.28)	鱒 (p.28)	鯨 (p.28)	鷺羽 (p.28)	狐 (p.28)
黒貂 (p.28)	外套 (p.28)	啓蒙 (p.32)	絆 (p.37)	牢獄 (p.38)
甥 (p.46)	爺さん (p.47)	炭疽菌 (p.51)	牽制 (p.53)	傭兵 (p.57)
莫大 (p.58)	錫 (p.58)	曳航 (p.59)	衙門 (p.61)	編纂 (p.62)
攘夷 (p.62)	蕃書 (p.63)	上洛 (p.64)	槍 (p.64)	挽回 (p.65)
家禄 (p.67)	兌換 (p.69)	竣工 (p.73)	民撰 (p.74)	讒謗 (p.74)
外務卿 (p.76)	欽定 (p.76)	総攬 (p.76)	輔弼 (p.77)	臥薪嘗胆 (p.80)
大豆粕 (p.84)	冤罪 (p.86)	棍棒 (p.87)	煩悶 (p.95)	華僑 (p.95)
闊歩 (p.104)	塹壕 (p.106)	膠着 (p.106)	通牒 (p.108)	斧 (p.116)
啓蒙 (p.118)	瀕する (p.121)	蒔く (p.125)	荊 (p.129)	標榜 (p.134)
舵 (p.134)	砦 (p.136)	宥和 (p.137)	傀儡 (p.140)	帰趨 (p.151)
豎琴 (p.167)	軋轢 (p.170)	対峙 (p.201)	轍 (p.214)	殺戮 (p.218)
峻別 (p.224)	震撼 (p.225)	旱魃 (p.225)	脆弱 (p.231)	讚える (p.231)

\*地名・人名を含む固有名詞、地図中・資料中の語については、省略しました。

出典一覧表

申請図書			出典				備考	
ページ	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
表見返し	世界の自然	地図						著者作成
表見返し	世界の気候区分	地図・グラフ	『理科年表 2019』 「気候系監視資料 2011」		国立天文台編 気象庁	丸善株式会社 財団法人気象業務支援 センター	2018 2012	左記出典などを元に著者作成
1	インド産の綿織物(17世紀半ば)	写真						ユニフォンプレス提供
1	ステイーヴンソンが開発した蒸気機関車ロコモーション号	写真						ユニフォンプレス提供
2	フォードT型車	写真						ユニフォンプレス提供
2	大正・昭和期の宣伝ポスター	写真	『日本のポスター 明治 大正 昭和』		三好一	紫紅社	2003	三好一蔵・紫紅社提供
3	ドローン(無人航空機)	写真						©Flytrex
4	東アジア	地図						著者作成
4	モンゴル高原の遊牧	写真						ユニフォンプレス提供
4	黄河の上流	写真						CPC Photo提供
4	長江下流域の稲作地帯	写真						ユニフォンプレス提供
4	孔子廟(中国山東省曲阜)	写真						ユニフォンプレス提供
4	横浜の関帝廟	写真						一般社団法人横浜関帝廟
5	東アジア世界の变遷(前2世紀)	地図						著者作成
5	東アジア世界の变遷(後8世紀)	地図						著者作成
5	東アジア世界の变遷(11世紀)	地図						著者作成
5	東アジア世界の变遷(13世紀)	地図						著者作成
5	東アジア世界の变遷(15世紀)	地図						著者作成
5	東アジア世界の变遷(18世紀)	地図						著者作成
6	南アジア・東南アジア	地図						著者作成
6	ガンジス川で沐浴するヒンドゥー教徒	写真						ユニフォンプレス提供
6	托鉢をするタイの修行僧	写真						ユニフォンプレス提供
6	デカン高原の綿花栽培	写真						ユニフォンプレス提供
6	タージ=マハル	写真						ユニフォンプレス提供
6	アンコール=ワット(カンボジア)	写真						ユニフォンプレス提供
7	南アジア世界の变遷(前3世紀)	地図						著者作成
7	南アジア世界の变遷(後2世紀)	地図						著者作成
7	南アジア世界の变遷(5世紀)	地図						著者作成
7	南アジア世界の变遷(7世紀)	地図						著者作成
7	南アジア世界の变遷(17世紀)	地図						著者作成
8	西アジア	地図						著者作成
8	ティグリス川	写真						ユニフォンプレス提供
8	ギザのピラミッド	写真						ユニフォンプレス提供
8	砂漠地帯の遊牧民ベドウィン	写真						ユニフォンプレス提供
8	メッカにあるイスラム教のカーバ聖殿	写真						ユニフォンプレス提供
8	イェルサレムの岩のドームと嘆きの壁	写真						ユニフォンプレス提供
9	西アジア世界の变遷(前6世紀)	地図						著者作成
9	西アジア世界の变遷(前2世紀)	地図						著者作成
9	西アジア世界の变遷(後5世紀)	地図						著者作成
9	西アジア世界の变遷(8世紀)	地図						著者作成
9	西アジア世界の变遷(13世紀)	地図						著者作成
9	西アジア世界の变遷(16世紀)	地図						著者作成
10	ヨーロッパ	地図						著者作成
10	神聖ローマ帝国の首都もおかれたプラハ	写真						ユニフォンプレス提供
10	13世紀に建設されたフランスの港町エグモルト	写真						ユニフォンプレス提供
10	アテネのバルテノン神殿	写真						ユニフォンプレス提供
10	ケルン大聖堂(ドイツ)	写真						ユニフォンプレス提供
11	ヨーロッパ世界の变遷(後2世紀)	地図						著者作成
11	ヨーロッパ世界の变遷(8世紀)	地図						著者作成
11	ヨーロッパ世界の变遷(11世紀)	地図						著者作成
11	ヨーロッパ世界の变遷(16世紀)	地図						著者作成
11	聖ワシーリー大聖堂	写真						ユニフォンプレス提供
12	金平糖	写真						当社撮影
12	『日本山海名物図会』(1797年)に描かれた薩摩大島(奄美大島)の黒砂糖生産の様子	写真	『日本山海名物図会』	第3巻				国立国会図書館デジタルコレクション

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
12	江戸時代頃の和菓子の見本帳	写真	『御蒸菓子図』	第2巻				国立国会図書館デジタルコレクション
13	イギリス式ショートケーキ	写真						羽根則子提供
13	『和洋菓子製法』(亀井まき子著、1907年)に記載されているストロベリーショートケーキの作り方	写真	『和洋菓子製法』	165-166	亀井まき子		1907	国立国会図書館デジタルコレクション
13	世界でも人気の抹茶味の菓子	写真						当社撮影
14	砂糖の価格の推移	表	『物価の文化史事典』	87、398-399	森永卓郎	展望社	2008	ほかに「日本帝国文部省年報」も参照のうえ、左記出典などを元に著者作成
14	台湾における砂糖生産関係年表	年表	『台湾糖業統計』	1-4	台湾総督府殖産局特産課編	台湾総督府殖産局特産課	1933	左記出典などを元に著者作成
15	砂糖の生産と消費	グラフ	『台湾糖業統計』	161,163	台湾総督府殖産局特産課編	台湾総督府殖産局特産課	1933	左記出典を元に著者作成
15	日本における1人当たりの砂糖の年間消費量	グラフ	『台湾糖業統計』	163	台湾総督府殖産局特産課編	台湾総督府殖産局特産課	1933	左記出典を元に著者作成
15	台湾の砂糖についての新聞記事	史料	『大阪朝日新聞』				1884年12月13日	
15	東京帝国大学教授新渡戸稲造の1910年の講演「台湾における糖業奨励の成績と将来」	史料	『新渡戸博士植民地政策講義及び論文集』	259	矢内原忠雄編	岩波書店	1943	
16	砂糖の新聞広告	写真	『東京朝日新聞』				1914年12月20日	
16	砂糖の新聞広告(文字)	史料	『東京朝日新聞』				1914年12月20日	
16	台湾の製糖事業に関する記事「製糖事業が台湾に興るまで」	史料	『中外商業新報』				1923年4月5日	
16	台湾出身の知識人、黄呈聡の論考	史料	『台湾の経済的危機』『アジア公論』第1巻第3号	22-23	黄呈聡	アジア公論社	1922	
16	東京帝国大学教授矢内原忠雄の叙述	史料	『帝国主義下の台湾』	35	矢内原忠雄	岩波書店	1929	国立国会図書館デジタルコレクション
17	「ペリー渡来絵図貼交屏風」に描かれた蒸気船ポーハタン号	写真						東京大学史料編纂所蔵
18	岩倉使節団の見聞	史料	『米欧回覧実記』第2編	23巻、56-57	久米邦武	博聞社	明治11年	国立国会図書館デジタルコレクション。著者現代語訳
18	イギリスの鉄道路線	地図	『世界の歴史22 近代ヨーロッパの情熱と苦悩』	380	谷川稔・北原敦・鈴木健夫・村岡健次著	中央公論新社	2009	左記出典などを元に著者作成
18	明治時代の日本の輸出入の割合	グラフ	『日本貿易精覧』		東洋経済新報社編	東洋経済新報社	1935	左記出典を元に著者作成
18	日本郵船会社のおもな定期航路(1896年)	地図						日本郵船歴史博物館ウェブページなどを元に著者作成
19	イギリスにおける人口増加	グラフ	『近代国際経済要覧』	2	宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編	東京大学出版会	1981	左記出典を元に著者作成
19	イギリスの産業地帯別人口の増加率	グラフ	『世界史リフレット116 産業革命』	72	長谷川貴彦	山川出版社	2012	左記出典を元に著者作成
19	日本の工場労働者数の内訳	グラフ	『日本産業革命の研究』	51	大石嘉一郎	東京大学出版会	1975	左記出典を元に著者作成
19	日本の人口	表	『日本長期統計総覧』第1巻	48	総務庁統計局監修	日本統計協会	1987	左記出典を元に著者作成
20	徴兵告諭	史料	『法令全書』	明治5年、432-433		内閣官報局		国立国会図書館デジタルコレクション。著者現代語訳
20	植木枝盛の『民権自由論』	史料	『民権自由論』		植木枝盛	集文堂	明治12年	国立国会図書館デジタルコレクション
20	「オッペケペー節」	史料	版画「川上音二郎書生演劇」		小国政		1891	福岡市博物館蔵
20	川上音二郎	写真	版画「川上音二郎書生演劇」		小国政		1891	福岡市博物館蔵、DNPartcom提供
21	17世紀の絵入り百科事典中の学校	写真						ユニフォトプレス提供
21	江戸時代の手習塾	写真	『一掃百態図』	部分	渡辺華山画			田原市博物館蔵
21	明治時代の小学校	写真						国立教育政策研究所蔵
21	義務教育の就学率	グラフ	『学制百年史』	資料編	文部省	帝国地方行政学会	1981	文部科学省ウェブページより。左記出典を元に著者作成
22	産業革命以前の紡績工程	写真	Woman spinning		George Walker	Robinson & Son, Leeds	1814	New York Public Library
22	産業革命の時期の紡績工程	写真						ユニフォトプレス提供
22	1902年末の日本の職工数と工場数	表	『日本の産業革命 日清・日露戦争から考える』	144	石井寛治	講談社学術文庫	2012	
22	工場働く女性の回想	史料	『あゝ野麦峠』	198	山本茂実	角川書店	1977	
23	アメリカ合衆国への移民数	地図	Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970	part1、105-109	U.S. Department of Commerce Bureau of the Census	Kraus International Publications	1989	左記出典などを元に著者作成
23	アメリカ合衆国への移民数の推移	グラフ	Historical Statistics of the United States, Colonial Times to 1970	part1、105-109	U.S. Department of Commerce Bureau of the Census	Kraus International Publications	1989	左記出典を元に著者作成

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
23	日本人移民の数と移民先の変遷	グラフ	『わが国民の海外発展 移住百年の歩み』	資料編	外務省領事移住部編	外務省領事移住部	1971	左記出典を元に著者作成
23	ハワイ島の日本語小学校(1904年設立)	写真						JICA横浜 海外移住資料館<大槻幸之助資料>
23	満洲への移住を呼びかけるポスター(1942年頃)	写真						友常健一蔵、水戸市立博物館提供
24	倭寇図巻	写真						東京大学史料編纂所蔵
25	16世紀末のアジアの諸帝国	地図						著者作成
25	清代のアジア(18世紀後半)	地図						著者作成
26	辮髪	写真	『東洋文庫70 清俗紀聞2』	36	中川忠英	平凡社		国立公文書館蔵
27	オランダ船から出島への荷揚げの場面	写真	『唐館蘭館図絵巻』		石崎融思画		1801	長崎歴史文化博物館蔵
27	日本の対外関係	地図						著者作成
28	夷酋列像図(イコトイ)	写真						国立民族学博物館
29	イスファハーンの「イマームの広場」と「イマームのモスク」	写真						ユニフォトプレス提供
30	ヨーロッパ人による航海と探検	地図						著者作成
31	サトウキビの収穫	写真						ユニフォトプレス提供
33	プリズムを用いた光の色別分散実験	写真						ユニフォトプレス提供
33	17世紀半ばのヨーロッパ	地図						著者作成
34	ヴェルサイユ宮殿	写真						ユニフォトプレス提供
35	イギリス議会	写真						ユニフォトプレス提供
35	権利の章典	史料						著者翻訳
35	ロシアの領土拡大	地図						著者作成
36	北アメリカ植民地の状況(1750年頃)	地図						著者作成
36	北アメリカ植民地の状況(1763年<パリ条約後>)	地図						著者作成
37	アメリカ独立宣言	史料	『新訳世界史史料・名言集』	100	江上波夫監修	山川出版社	1975	
37	独立当時の国旗	図						著者作成
37	ヨークタウンの戦い(1781年)	写真						ユニフォトプレス提供
38	人権宣言	史料	『新訳世界史史料・名言集』	103	江上波夫監修	山川出版社	1975	
39	ナポレオンと皇后の戴冠(ダヴィド画)	写真						ユニフォトプレス提供
39	ナポレオン全盛時代のヨーロッパ	地図						著者作成
40	インド産の綿織物(17世紀半ば)	写真						ユニフォトプレス提供
40	大西洋における三角貿易	地図						著者作成
41	1840年代の紡績工場	写真						ユニフォトプレス提供
41	イギリス海運業の隆盛(ロンドンの船着き場)	写真						ユニフォトプレス提供
42	ステイーヴンソンが開発した蒸気機関車ロコモーション号	写真						ユニフォトプレス提供
43	ウィーン会議後のヨーロッパ	地図						著者作成
44	「民衆を導く自由の女神」	写真						ユニフォトプレス提供
45	1848年のヨーロッパ	地図						著者作成
46	ナポレオン3世	写真						ユニフォトプレス提供
46	マルクス	写真						ユニフォトプレス提供
47	クリミア戦争	写真						ユニフォトプレス提供
47	イギリスで開催された第1回万国博覧会	写真						ユニフォトプレス提供
47	「タンギー爺さん」(ゴッホ画)	写真						ユニフォトプレス提供
48	イタリア・ドイツの統一	地図						著者作成
48	カヴール	写真						ユニフォトプレス提供
49	ドイツ帝国の成立	写真						ユニフォトプレス提供
50	ベルリン会議での取決め	地図						著者作成
50	ビスマルク外交による同盟網	図						著者作成
50	農奴解放	写真						ユニフォトプレス提供
51	ダーウィンの戯画	写真						ユニフォトプレス提供
51	炭疽菌ワクチンの実験結果を確かめるパストゥール	写真						ユニフォトプレス提供
52	中南米諸国の独立	地図						著者作成
53	アメリカ合衆国の領土拡張	地図						著者作成
53	ポリバル	写真						ユニフォトプレス提供
54	「涙の旅路」	写真						ユニフォトプレス提供
54	演説するリンカン	写真						ユニフォトプレス提供
55	19世紀から20世紀初頭の西アジアとバルカン半島	地図						著者作成
55	スエズ運河の開通式(1869年)	写真						ユニフォトプレス提供
56	明治時代の日本人のエジプト観	史料	『佳人之奇遇』	巻6	東海散士	博文堂		早稲田大学図書館古典籍総合データベース

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
56	オスマン帝国の宗教・宗派別人口構成(1897年)	表	<i>History of the Ottoman Empire and Modern Turkey</i>		Stanford J.Shaw, Ezel Kural Shaw	Cambridge University Press	1977	左記出典を元に著者作成
57	植民地インドの領域	地図						著者作成
57	インドとイギリスの綿織物の輸出	グラフ	『世界各国史Ⅹ インド史』	214	山本達郎	山川出版社	1960	左記出典を元に著者作成
58	東南アジアの植民地化	地図						著者作成
59	乾隆帝とマカートニー	写真						ユニフォトプレス提供
59	三角貿易	図	「19世紀のアジア三角貿易 統計による序論」『横浜市立大学論集』(人文科学系列)第30巻第2・3合併号	96	加藤祐三		1978	左記出典を元に著者作成
60	アヘン戦争	写真						ユニフォトプレス提供
61	列強のアジア進出	地図						著者作成
62	捕鯨	写真						ユニフォトプレス提供
62	天保の薪水給与令	史料	『徳川禁令考』	巻8		司法省	明治11-23	国立国会図書館デジタルコレクション
63	19世紀半ばの世界とペリー艦隊の航路	地図						著者作成
63	蕨山反射炉	写真						公益財団法人江川文庫蔵
64	桜田門外の変	写真						茨城県立図書館蔵
64	四国連合艦隊による下関砲台の占領	写真						横浜開港資料館蔵
65	1867(慶応3)年の日本と中国の輸出入	グラフ	『幕末貿易史の研究』 <i>China's Foreign Trade Statistics, 1864-1949</i>		石井孝 Hsiao Liang-lin	日本評論社 East Asian Research Center, Harvard University	1944 1974	左記出典などを元に著者作成
66	大政奉還の上表	史料	『維新史』	第4巻、755-756	維新史料編纂事務局編	維新史料編纂事務局	1941	
66	籠城戦後の会津若松城	写真						会津若松市蔵
67	五箇条の誓文	史料	『法令全書』	明治元年3月、64		内閣官報局		国立国会図書館デジタルコレクション
67	御誓祭	写真	「五箇条御誓文」		乾南陽画			聖徳記念絵画館蔵
67	五榜の掲示第三札	写真						国文学研究資料館蔵
68	戸籍法(前文)	史料	『法令全書』	明治4年4月、115		内閣官報局		国立国会図書館デジタルコレクション
68	明治初年の貨幣(太政官札)	写真						日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
68	明治初年の貨幣(民部省札)	写真						日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
68	明治初年の貨幣(20円金貨)	写真						日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
68	明治初年の貨幣(貿易銀)	写真						日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
68	明治初年の貨幣(新紙幣(明治通宝札))	写真						日本銀行金融研究所貨幣博物館蔵
69	地券	写真						当社蔵
69	学事奨励に関する太政官布告(被仰出書)	史料	『法令全書』	明治5年、146-147		内閣官報局		国立国会図書館デジタルコレクション
70	岩倉大使と副使たち	写真						山口県文書館蔵
71	アイヌの住居	写真	アイヌの家屋とヌササン					北海道大学附属図書館蔵
71	日清修好条規	史料	『大日本外交文書』	第4巻、204-205	外務省調査部編	日本国際協会	昭和13	外務省外交史料館日本外交文書デジタルコレクション
72	19世紀後半の日本の領土と対外関係	地図						著者作成
72	江華島事件	地図						著者作成
73	軍艦清輝	写真	『横須賀海軍船廠史』	第2巻、22			1915	横須賀市自然・人文博物館蔵
73	海外旅券発給数	グラフ	『旅券下付数及移民統計』		外務省通商局編		1921	国立国会図書館デジタルコレクションより。 左記出典を元に著者作成
73	1913(大正2)年12月末の外国在留日本人	グラフ	『日本帝国統計摘要 第30回』		内閣統計局編		1916	国立国会図書館デジタルコレクションより。 左記出典を元に著者作成
74	民撰議院設立の建白	史料	『日新真事誌』	第206号			明治7年1月18日	
75	自由民権運動と立憲体制の成立	年表						著者作成
76	おもな法典の制定	表						著者作成

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
76	鹿鳴館と舞踏会の風刺画(ビゴー画)[鹿鳴館]	写真						国文学研究資料館蔵
76	鹿鳴館と舞踏会の風刺画(ビゴー画)[風刺画]	写真						横浜開港資料館蔵
77	大日本帝国憲法	史料						国立公文書館デジタルアーカイブ
77	投票風景(ビゴー画)	写真						美術同人社蔵
78	金玉均	写真						国立国会図書館蔵
79	『時事新報』の「脱亜論」	史料	『時事新報』	社説			1885年3月16日	
79	第一回帝国議会衆議院での山県首相の演説	史料	『官報』	号外		内閣官報局	明治23年12月7日	国立国会図書館デジタルコレクション
79	日清戦争関係図	地図						著者作成
80	明治時代の政党の変遷	図						著者作成
81	日本銀行券	写真						日本銀行金融研究所貨幣博物館
81	鉄道の営業キロ数	グラフ	『明治40年度鉄道局年報』	20-21、44-45		鉄道院	1909	国立国会図書館デジタルコレクションより。
82	綿糸の生産と輸出入の変遷	グラフ	『日本紡績史』	489-491、503	飯島幡司	創元社	1949	左記出典を元に著者作成
82	豊田式三十九年式織機	写真						トヨタ産業技術記念館蔵
83	1913年の日本の貿易	グラフ	『大日本外国貿易年表』 『台湾外国間及内地間貿易年表』 『台湾外国貿易月表』		大蔵省編 台湾総督府 台湾総督府			左記出典を元に著者作成
83	足尾銅山(赤倉製錬所)	写真						新関東観光株式会社蔵
84	1886年の学校令にもとづく学制	図						著者作成
85	巨大な大砲を製造するドイツのクルップ社	写真						ユニフォトプレス提供
85	「白人の責務」	写真	The Age of Empire: 1875-1914		E. J. Hobsbawm	Weidenfeld and Nicolson	1987	パブリックドメイン
86	列強の鉄鋼生産の世界シェア	グラフ	『近代国際経済要覧』	88	宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編	東京大学出版会	1981	左記出典を元に著者作成
86	ヴィルヘルム2世	写真						ユニフォトプレス提供
87	「血の日曜日事件」	写真						ユニフォトプレス提供
87	「棍棒外交」	写真						ユニフォトプレス提供
88	アフリカにおける列強の植民地(20世紀初め)	地図						著者作成
88	イギリス、ケープ植民地首相ローズの戯画	写真						ユニフォトプレス提供
89	アドワの戦い(1896年)	写真						ユニフォトプレス提供
89	ハワイ最後の女王リリウオカラニ	写真						ユニフォトプレス提供
90	ピリヤと仲間たち	写真						ユニフォトプレス提供
90	第一次世界大戦前のおもな同盟・協関係	図						著者作成
91	中国を分割しようとする列強(フランスの風刺画)	写真						ユニフォトプレス提供
91	義和団戦争で出兵した連合軍の兵士たち	写真						ユニフォトプレス提供
92	東アジアにおける列強の進出	地図						著者作成
92	日露戦争関係図	地図						著者作成
93	日本海海戦	写真						記念艦三笠蔵
93	関東州	地図						著者作成
93	七博士の講和条件	史料	『読売新聞』				1905年6月14日	
94	韓国併合	写真	『東京パック』				1905年4月15日	国立国会図書館蔵
94	満鉄設立当初の鉄道網	地図						著者作成
94	南満洲鉄道株式会社	写真	『南満洲写真大観』				1911	国立国会図書館蔵
95	孫文と日本の友人たち	写真						ユニフォトプレス提供
96	ファン・ポイ・チャウ	写真						ユニフォトプレス提供
97	紫禁城の竜の装飾	写真						当社撮影
97	首里城の竜の装飾	写真						沖縄美ら島財団提供
97	国際連合本部の安全保障理事会本会議場	写真						毎日新聞社提供
97	世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(WTO協定、1994年公布)	史料	「WTO協定集」					経済産業省ウェブページ
98	足尾銅山と被害地関係図	地図	『朝日百科 日本の歴史10 近代I』	92		朝日新聞社	1989	左記出典などを元に著者作成
98	第4回内閣勲業博覧会(1895年)における古河市兵衛の受賞理由	史料	『古河市兵衛翁伝』	193	五日会編	五日会		国会図書館デジタルコレクション
98	田中正造の活動と政府の対策	年表						著者作成
99	1920(大正9)年におこなわれた日本初のメーデーの様子	写真						毎日新聞社提供
100	17世紀以降のおもな戦争による死者数	グラフ	『地球白書1999-2000』	276	レスター=R=ブラウン編著(浜中裕徳監訳)	ダイヤモンド社	1999	左記出典を元に著者作成
100	世界の貿易量の変化	表	『近代国際経済要覧』	11	宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編	東京大学出版会	1981	左記出典を元に著者作成
100	主要交通手段の速度	表	『近代国際経済要覧』	23	宮崎犀一・奥村茂次・森田桐郎編	東京大学出版会	1981	左記出典を元に著者作成

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
101	1870～1913年の工業生産指数	グラフ	Industrialization and Foreign Trade	132-135	League of Nations		1945	Reprinted by the United Nations 1948 左記出典を元に著者作成
101	1920～38年の工業生産指数	グラフ	Industrialization and Foreign Trade	134-137	League of Nations		1945	Reprinted by the United Nations 1948 左記出典を元に著者作成
101	世界の工業生産高の国別割合	グラフ	Industrialization and Foreign Trade	13	League of Nations		1945	Reprinted by the United Nations 1948 左記出典を元に著者作成
102	国際連盟規約 第22条(委任統治)	史料	『日本外交年表並主要文書』	上巻、499	外務省編	原書房	1965	
102	世界地図	写真	『新制最近世界地図改訂版』	2月3日	三省堂編輯所編	三省堂	1935	株式会社三省堂、広島大学図書館教科書コレクション
102	「植民地独立付与宣言」(1960年)	史料	『世界史史料11 20世紀の世界Ⅱ』	169-170	歴史学研究会編	岩波書店	2012	
103	各国における普通選挙の実現年	表						著者作成
103	女性に戦時協力を求める第一次世界大戦中のYWCA(キリスト教女子青年会)のポスター	写真						ユニフォトプレス提供
103	労働争議・小作争議の推移	グラフ	『日本経済統計集』	296-299	日本統計研究所	日本評論社	1958	左記出典を元に著者作成
103	1928(昭和3)年の選挙ポスター	写真						法政大学大原社会問題研究所蔵
104	シャネルスーツの女性たち	写真						ユニフォトプレス提供
104	日本の生糸の生産量と輸出量	グラフ	「平成29年度食料・農業・農村白書」	p.37	農林水産省	農林水産省	2018	左記出典を元に著者作成
104	ナイロンの開発者、カロザース	写真						ユニフォトプレス提供
104	中学校(旧制)の生徒数と朝日新聞の発行部数	グラフ	『学制百年史』 『朝日新聞社史 資料編』	資料編 320-321	文部省 朝日新聞社百年史編集委員会編	帝国地方行政学会 朝日新聞社	1981 1995	文部科学省ウェブページより。左記出典を元に著者作成
104	文化住宅(復元)	写真						新宿歴史博物館蔵
104	「職業婦人」	写真						国立国会図書館蔵
105	「ヨーロッパの火薬庫」	写真						ユニフォトプレス提供
105	サラエヴォを訪れたオーストリア帝位継承者夫妻	写真						ユニフォトプレス提供
106	第一次世界大戦中のヨーロッパ	地図						著者作成
106	毒ガス	写真						ユニフォトプレス提供
106	塹壕戦	写真						ユニフォトプレス提供
107	西部戦線のアフリカ兵	写真						ユニフォトプレス提供
107	女性の社会進出の拡大	写真						The Imperial War Museum/ ユニフォトプレス提供
107	二十一カ条の要求	史料	『日本外交年表並主要文書』	上巻、381-384	外務省編	原書房	1965	
108	ウィルソン	写真						ユニフォトプレス提供
108	十四カ条	史料	『新訳世界史史料・名言集』	134-135	江上波夫監修	山川出版社	1975	
109	ドイツ革命(キール軍港における兵士の反乱)	写真						ユニフォトプレス提供
110	レーニン(1919年、モスクワ)	写真						ユニフォトプレス提供
110	ソヴィエト＝ロシアのポスター	写真						ユニフォトプレス提供
111	シベリア出兵	地図						著者作成
112	ヴェルサイユ条約の調印	写真						ユニフォトプレス提供
113	第一次世界大戦後のヨーロッパ	地図						著者作成
113	国際連盟	写真	Assemblee 1ere session				1920	League of Nations Archives
114	パリ講和会議後のおもな国際会議・条約	表						著者作成
115	アイルランド独立戦争	写真	Cumann na Mban members May Burke			An Phoblacht	1921	パブリックドメイン
115	ドイツのインフレ	写真						ユニフォトプレス提供
115	ドーズ案成立後の資本の国際的循環	図						著者作成
116	演説するムツソリーニ	写真						ユニフォトプレス提供
116	ブリアンとシュトレゼマン	写真						ユニフォトプレス提供
117	三・一独立運動	写真						ユニフォトプレス提供
118	魯迅	写真						ユニフォトプレス提供
118	五・四運動	写真						ユニフォトプレス提供
118	北伐関係図	地図						著者作成
119	「塩の行進」	写真						ユニフォトプレス提供
120	演説するスカルノ	写真						AFP = 時事
120	第1回パン＝アフリカ会議決議(1919年2月21日)	史料	『世界史史料10 20世紀の世界Ⅰ』	192	歴史学研究会編	岩波書店	2006	

申請図書			出典				備考	
ページ	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
121	ローマ字を教えるムスタファ=ケマル	写真						ユニフォトプレス提供
121	第一次世界大戦後の西アジア	地図						著者作成
122	T型フォードの生産工場	写真						ユニフォトプレス提供
123	冷蔵庫の宣伝ポスター	写真						ユニフォトプレス提供
123	ボクシング世界ヘビー級選手権(1921年、アメリカ)	写真						ユニフォトプレス提供
123	日本人移民(1910年頃)	写真						パブリックドメイン(アメリカ議会図書館)
124	東京・大阪の人口推移	表	『日本経済の歴史』	223	中西聡	名古屋大学出版会	2013	左記出典を元に著者作成
124	東京・浅草六区の映画街	写真						東京都立中央図書館蔵
124	東京の銀座を歩く洋装の女性たち	写真						共同通信社、ユニフォトプレス提供
125	『キング』創刊号(1925年)の表紙	写真						東京大学法学部附属明治新聞雑誌文庫蔵
125	大正・昭和期の宣伝ポスター(左)	写真	『日本のポスター 明治 大正 昭和』		三好一	紫紅社	2003	三好一蔵・紫紅社提供
125	大正・昭和期の宣伝ポスター(右)	写真	『日本のポスター 明治 大正 昭和』		三好一	紫紅社	2003	三好一蔵・紫紅社提供
125	新聞の発行部数の拡大	グラフ	『朝日新聞社史 資料編』 『毎日新聞販売史 戦前・大阪編』 『読売新聞百年史 別冊 資料・年表』	320-321 604	朝日新聞社百年史編集委員会編 川上富蔵編 読売新聞百年史編集委員会編	朝日新聞社 毎日新聞大阪開発 読売新聞社	1995 1979 1976	左記出典を元に著者作成
125	ラジオの全国普及率	グラフ	『放送五十年史 資料編』	608	日本放送協会編	日本放送出版協会	1977	左記出典を元に著者作成
126	第1次護憲運動	写真						日本近代史研究会提供
127	旧猪苗代第1発電所	写真						土木学会附属土木図書館蔵
127	旧猪苗代第1発電所(送電線ルート)	地図						著者作成
127	第一次世界大戦前後の日本の貿易	グラフ	『日本経済統計総観』	238	朝日新聞社編	朝日新聞社	1930	左記出典を元に著者作成
127	米騒動	写真						徳川美術館蔵、DNPartcom提供
127	物価と賃金の変化	グラフ	『日本経済統計総観』	940、1120-1129	朝日新聞社編	朝日新聞社	1930	左記出典を元に著者作成
128	民本主義	史料	『中央公論』			中央公論社	1916年1月号	
129	平塚らいてう	写真						国立国会図書館蔵
129	新婦人協会第1回総会であいさつする市川房枝	写真						毎日新聞社提供
129	全国水平社の荊冠旗	写真						部落解放同盟蔵
130	関東大震災の被害状況	写真	「大正12年9月1日」		鹿子木孟郎画			東京都現代美術館蔵
130	関東大震災の被害状況	表	『理科年表2019』	地170(762)	国立天文台編	丸善株式会社	2018	左記出典を元に著者作成
131	衆議院議員選挙法のおもな改正	表	『日本長期統計総覧』第1巻 『日本長期統計総覧』第5巻	48-49 349	総務庁統計局監修	日本統計協会	1987 1988	左記出典などを元に著者作成
131	明治時代末期から昭和時代初期の政党の変遷	図						著者作成
131	治安維持法	史料	『官報』	第3797号		内閣印刷局	大正14年4月22日	国立国会図書館デジタルコレクション
132	株価暴落で混乱するウォール街	写真						ユニフォトプレス提供
132	イギリスの失業者	写真						GettyImages提供
133	世界恐慌中の各国鉱工業生産指数の推移	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	114	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
133	ブロック経済圏	地図						著者作成
133	フランクリン=ローズヴェルト	写真						GettyImages提供
134	スターリン	写真						ユニフォトプレス提供
134	五カ年計画のポスター	写真						ユニフォトプレス提供
135	ナチ党のパレード(1933年)	写真						ユニフォトプレス提供
135	ナチ党の国会議席数と得票率の推移	グラフ	『世界史リブレット49 ナチズムの時代』	21	山本秀行	山川出版社	1998	左記出典を元に著者作成
136	ヒトラーとムッソリーニ	写真						ユニフォトプレス提供
136	1930年代のソ連	写真						ユニフォトプレス提供
137	スペイン内戦	写真						ユニフォトプレス提供
137	ドイツの領土拡大	地図						著者作成
138	業種別払込資本金の財閥への集中度合い	グラフ	『三井・三菱の百年』	90-91	柴垣和夫	中央公論社	1968	左記出典を元に著者作成
138	銀行数と5大銀行の占有率の変化	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	113	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
139	改正治安維持法	史料	『官報』	号外		内閣印刷局	昭和3年6月29日	国立国会図書館デジタルコレクション

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
139	張作霖爆殺事件	写真						ユニフォトプレス提供
139	昭和恐慌の諸経済指標	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』 『日本長期統計総覧』第4巻	115 330	三和良一・原朗編 総務庁統計局監修	東京大学出版会 日本統計協会	2010 1988	左記出典を元に著者作成
140	満洲国のポスター	写真						南部町祐生出合いの館蔵
140	満洲事変関係図	地図						著者作成
141	国際連盟の対日勧告案可決を報じる新聞記事	写真	『東京朝日新聞』				1933年2月25日	朝日新聞社
141	新聞社などの共同宣言	史料	『東京朝日新聞』				1932年12月19日	
142	『国体の本義』	史料	『国体の本義』	8、32-35	文部省編			国立国会図書館デジタルコレクション
142	二・二六事件の発生	写真						毎日新聞社提供
143	日中戦争関係図	地図	『太平洋戦争への道』第4巻 日中戦争 下		秦郁彦・臼井勝美・平井友義	朝日新聞社	1963	左記出典などを元に著者作成
144	日本軍の南京入城式	写真						共同通信社提供
144	第九師団歩兵第七連隊の兵士の日記	史料	『南京戦史資料集』	502	南京戦史編集委員会	偕行社	1989	
144	映画館数と観覧者数	グラフ	『戦時下の日本映画 人々は国策映画を観たか』	20	古川隆久	吉川弘文館	2003	左記出典を元に著者作成
144	日本における各種の生産指数	グラフ	『昭和経済史』	151	中村隆英	岩波書店	2007	左記出典を元に著者作成
145	国家総動員法	史料	『官報』	第3371号		内閣印刷局	昭和13年4月1日	国立国会図書館デジタルコレクション
145	大政翼賛会組織図	図						著者作成
145	京城(現、ソウル)郊外の朝鮮神宮	写真	「大陸神社大観」		大陸神道聯盟編	大陸神道聯盟	1941	
146	ワルシャワの居住区(ゲットー)から強制収容所に送られるユダヤ人(1943年)	写真						ユニフォトプレス提供
146	第二次世界大戦中のヨーロッパ	地図						著者作成
147	第二次世界大戦の国際関係	図						著者作成
148	太平洋戦争関係図	地図						著者作成
148	日米の主要物資の生産高比較	表	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	134	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
149	勤労働員の女子生徒	写真						毎日新聞社提供
149	連合国側の会議	表						著者作成
150	空襲による被害	地図	「太平洋戦争による我国の被害総合報告書」	32-49、141-144	経済安定本部総裁官房企画部調査課		1949	アジア歴史資料センターレファレンスコード: C14020087100 左記出典などを元に著者作成
150	東京大空襲	写真						石川光陽撮影、石川令子提供
151	沖縄の戦闘	地図						著者作成
151	広島に投下された原子爆弾によるキノコ雲	写真						広島平和記念資料館蔵
152	大西洋憲章	史料	『日本外交年表並主要文書』	下巻、540	外務省編	原書房	1965	
152	サンフランシスコ会議	写真						ユニフォトプレス提供
153	金・ドル本位制	図						著者作成
153	第二次世界大戦後のヨーロッパ	地図						著者作成
154	西ベルリンへの空輸作戦	写真						ユニフォトプレス提供
155	中華人民共和国成立を宣言する毛沢東	写真						ユニフォトプレス提供
156	朝鮮戦争関係図	地図						著者作成
156	朝鮮半島の軍事境界線	写真						ユニフォトプレス提供
156	1953年の中国のポスター	写真						CPC Photo提供
157	第二次世界大戦後のアジア	地図						著者作成
157	ホーチミン	写真						ユニフォトプレス提供
158	インドとパキスタンの分離独立	写真						AP/アフロ
159	中東戦争によるイスラエルの領土の拡大	地図						著者作成
160	戦後のおもな改革	年表						著者作成
160	アメリカ大使館にマッカーサーを訪問した昭和天皇	写真						共同通信社提供
161	女性議員の誕生	写真						読売新聞社提供
161	日本国憲法	史料	日本国憲法御署名原本				昭和21年11月3日	国立公文書館デジタルアーカイブ

申請図書			出典				備考	
ページ	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
162	農地改革表	グラフ	『農林省統計表』第15次(昭和13年) 『農林省統計表』第27次(昭和25年)	1、8、9 3、5、48	農林大臣官房統計課 農林省農業改良局統計調査部	東京統計協会 統計調査部	1939 1952	農林水産省・電子化図書一覧公開システムより。 左記出典を元に著者作成
162	農地改革ポスター	写真						国立公文書館蔵
162	戦前・戦後の学制の比較	図						著者作成
163	買出し列車に乗る人々	写真						毎日新聞社提供
163	東京・新宿の闇市	写真						毎日新聞社提供
163	食糧メーデー	写真						毎日新聞社提供
164	戦後のインフレ	グラフ	『昭和国勢総覧』	下巻、108、 222	東洋経済新報社編	東洋経済新報社	1980	左記出典を元に著者作成
165	松川事件	写真						毎日新聞社提供
165	警察予備隊の発足	写真						毎日新聞社提供
166	サンフランシスコ平和条約に調印する吉田茂首相	写真						毎日新聞社提供
166	サンフランシスコ平和条約	史料	『日本外交文書』	146-149	外務省編	外務省	2009	外務省外交史料館日本外交文書デジタルコレクション
167	日本の領土	地図						著者作成
167	日米安全保障条約	史料	『日本外交文書』	216-217	外務省編	外務省	2009	外務省外交史料館日本外交文書デジタルコレクション
167	笠置シヅ子	写真						亀井エイ子(山田喜芳)、日本コロムビア蔵
168	ラクナウー協定	史料	『世界史史料10 20世紀の世界 I』	165	歴史学研究会編	岩波書店	2006	
168	1916年のムスリムの人口比率とラクナウー協定でのムスリム議員枠	グラフ	『世界史史料10 20世紀の世界 I』	165-166	歴史学研究会編	岩波書店	2006	左記出典を元に著者作成
168	アンベードカルのガンディー批判	史料	『アンベードカルの生涯』		ダナンジャイ=キール著(山際素男訳)	光文社新書	2005	
168	ガンディー	写真						ユニフォトプレス提供
168	アンベードカル	写真						ユニフォトプレス提供
169	オリンピズムの根本原則	史料	「オリンピック憲章」(2019年版)	10月11日	国際オリンピック委員会(IOC)、JOC国際専門部会・部会員竹内浩翻訳・編集	日本オリンピック委員会(JOC)	2019	
169	人見絹枝の話	史料	『オリンピック・パラリンピックにつくした人びと 人見絹枝』	130	大野益弘	小峰書店	2019	
169	オリンピックに参加した国・地域の数と参加者数の推移	表	『平成30年版男女共同参画白書』	8	内閣府男女共同参画局編	内閣府	2018	左記出典を元に著者作成
170	1924年移民法(一部要約)	史料						著者要約
170	ヨーロッパの難民申請数の推移	グラフ	Asylum applicant		eurostat			欧州連合(EU)統計局ウェブページより。 左記出典を元に著者作成
170	メルケル首相の声明	史料	Süddeutsche Zeitung	Deutschland hilft, wo Hilfe geboten ist			26. August 2015	著者翻訳
170	メルケル首相の声明(メルケル首相)	写真						ユニフォトプレス提供
170	ドイツ基本法(憲法に相当)	史料						著者翻訳
170	ドイツの東西格差	表	『東京新聞』				2019年11月8日	
171	2015年11月にトルコのアンタルヤで開催されたG20サミットに参加した各国首脳	写真						ユニフォトプレス提供
172	世界の同盟網(1960年頃)	地図						著者作成
172	世界の核実験の回数	グラフ	Bulletin of the Atomic Scientists vol.54	No.6、65-66			1998	左記出典などを元に著者作成
173	人口の流出と流入	グラフ	『ナショナルジオグラフィック日本版』2019年8月号	42-45		日経ナショナルジオグラフィック社	2019	
173	インドの日系企業の自動車工場	写真						スズキ株式会社提供
173	地域別の日系企業数	表	『海外在留邦人数調査統計』(平成30年要約版)	56	外務省領事局政策課編	外務省領事局政策課	2018	左記出典を元に著者作成
174	インターネット利用者数の変化	グラフ	World Telecommunication/ICT Indicators Database		ITU(International Telecommunication Union)			左記出典を元に著者作成 人口と普及率より計算
174	固定電話・携帯電話の契約数の推移	グラフ	World Telecommunication/ICT Indicators Database		ITU(International Telecommunication Union)			左記出典を元に著者作成
174	腕木通信機	写真						中野明提供
174	腕木通信のネットワーク	地図	『腕木通信 ナポレオンが見たインターネットの夜明け』	168-169	中野明	朝日選書	2003	左記出典を元に著者作成

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
175	マルサスの『人口論』にみる人口と食料生産の伸びのモデル	グラフ						著者作成
175	世界人口の伸び	グラフ	The World at Six Billion World Population Prospects 2019	5	United Nations United Nations	United Nations United Nations	1999 2019	左記出典を元に著者作成
175	世界の穀物生産量と消費量の推移	グラフ	『平成28年度食料・農業・農村白書』	93	農林水産省	農林水産省	2017	左記出典を元に著者作成
175	世界の地域別人口の推計	グラフ	World Population Prospects 2019		United Nations	United Nations	2019	左記出典を元に著者作成
175	日本国内の食品ロスと世界食糧計画(WFP)の支援食糧	グラフ	『東京新聞』				2019年2月2日 夕刊	左記出典を元に著者作成
175	恵方巻	写真						当社撮影
175	新聞記事	写真	『朝日新聞』				2019年1月25日	朝日新聞社
176	世界の森林面積の国別純変化と地域別の純増減	地図・ グラフ	『森林と生きる 世界の森林を守る ため、いま、私たちにできること』	2	環境省自然環境局自然環境計画課	環境省	2016	左記出典を元に著者作成
176	日本の木材供給量と木材自給率の推移	グラフ	『木材需給表』(長期累年)		林野庁		2019	e-Statウェブページより。 左記出典を元に著者作成
176	日本の1次エネルギー国内供給構成と自給率の推移	グラフ	『平成30年度エネルギーに関する 年次報告(エネルギー白書2019)』		経済産業省資源エネルギー庁			経済産業省資源エネルギー 庁ウェブページより。
176	主要国のエネルギー国内供給の内訳	グラフ	『世界国勢図会 2023/2024年版』	167-168	矢野恒太記念会編	矢野恒太記念会	2023	左記出典を元に著者作成
177	1918年のスペイン風邪第1波の流行経路	地図	The Geography and Mortality of the 1918 Influenza Pandemic	4-21	K. David Patterson and Gerald F. Pyle	Bulletin of the History of Medicine, vol.65, no.1	1991	左記出典を元に著者作成
177	スペイン風邪流行時のポスター	写真	『流行性感冒』	132-133の別 紙	内務省衛生局		1922年3月	国立保健医療科学院図書館 提供
177	スペイン風邪に関する記事	写真	『東京朝日新聞』	5面			1919年2月3日	朝日新聞社
177	新型インフルエンザの流行の推移	グラフ	『感染症発生状況資料集』		横浜市健康福祉局衛生研究所感染 症・疫学情報課			横浜市ウェブページより
177	空港でのSARS対策	写真						東亜日報、朝日新聞社提供
178	開拓地の拡大と先住民の強制移住	地図						著者作成
178	ポカホンタスのエピソード	資料	『世界歴史大系 アメリカ史 I』	34-36	有賀貞・大下尚一編	山川出版社	1994	左記出典を元に著者作成
178	ポカホンタスの肖像	写真						パブリックドメイン(アメリカ議 会図書館)
178	アメリカ合衆国のマイノリティー(1990年国勢調査より)	表	1990 census of population Social and Economic Characteristics United States	45,387	U.S. Department of Commerce Economics and Statistics Administration BUREAU OF THE CENSUS			左記出典を元に著者作成
178	インディアンの人権運動	年表						著者作成
179	冷戦の時代に結ばれた世界の諸同盟とおもな紛争地点	地図						著者作成
180	米ソの核兵器保有量	グラフ	Bulletin of the Atomic Scientists vol.69	Issue5、78			2013	左記出典を元に著者作成
180	ビキニ環礁での水爆実験(1954年)	写真						ユニフォトプレス提供
181	「重産複合体」	写真						ユニフォトプレス提供
182	ガガーリン	写真						ユニフォトプレス提供
182	フルシチョフの訪米(1959年)	写真						ユニフォトプレス提供
182	「ベルリンの壁」	写真						ユニフォトプレス提供
183	イギリス国民保健省のポスター(1946年)	写真	National Insurance Maternity Benefits			Ministry of Labour & National Insurance	1946	The National Archives
184	ヨーロッパ統合の歩み	地図						著者作成
184	先進国の平均経済成長率	表	『世界の歴史29 冷戦と経済繁栄』	58	猪木武徳・高橋進	中央公論新社	1999	左記出典を元に著者作成
184	ローマ条約(1957年3月)	写真						ユニフォトプレス提供
185	アデナウアー	写真						ユニフォトプレス提供
185	ド＝ゴールのモスクワ訪問(1966年)	写真						TopFoto、ユニフォトプレス提 供
186	第1回アジア＝アフリカ会議	写真						ユニフォトプレス提供
187	アフリカ諸国の独立	地図						著者作成
187	ガーナの独立	写真						ユニフォトプレス提供
188	アスワン＝ハイダム	写真						フォトライブラリー提供
189	ラテンアメリカ地域の動向	地図						著者作成
189	カストロとゲバラ	写真						ユニフォトプレス提供
190	「血のメーデー事件」	写真						毎日新聞社提供
191	日本社会党統一大会	写真						読売新聞社提供
191	自由民主党の成立	写真						毎日新聞社提供

ページ	申請図書		出典				備考	
	名称	種別	名称	ページ	著者等	発行者		発行年次等
192	日米相互協力及び安全保障条約	史料	『昭和35年御署名原本第10巻』	条約第6号				国立公文書館デジタルアーカイブ
192	安保条約反対運動の新聞記事	写真	『毎日新聞』				1960年6月10日	毎日新聞社
193	沖縄のアメリカ軍嘉手納基地	写真						共同通信社、ユニフォトプレス提供
193	在日アメリカ軍の施設・区域(専用施設)の分布	グラフ	在日米軍施設・区域の状況					防衛省ウェブページより。 左記資料を元に著者作成
194	日韓基本条約	史料	『昭和40年御署名原本第16巻』	条約第25号				国立公文書館デジタルアーカイブ
194	日中共同声明	史料	『わが外交の近況』昭和48年版(17号)外交青書	第3部 I 資料 3-(11)	外務省編	外務省	1973	外務省ウェブページ
195	特需景気	写真						毎日新聞社提供
195	おもな物資およびサービスの契約高	表	『資料戦後二十年史』	第2巻、160	有沢広巳・稲葉秀三編	日本評論社	1966	左記出典を元に著者作成
195	国民所得倍増計画の構想	史料	『内閣公文』	第2巻			1960	国立公文書館ウェブページ(公文書にみる日本のあゆみ)
196	戦後の経済成長率(実質)の推移	グラフ	『日本長期統計総覧』第3巻「国民経済計算」	363、374-375	総務庁統計局監修 内閣府	日本統計協会	1905年6月10日	「国民経済計算」は内閣府ウェブページより。 左記出典を元に著者作成
196	産業別就業者割合の推移	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	7	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
197	集団就職列車	写真						熊本日日新聞社提供
198	耐久消費財普及率の推移	グラフ	「消費動向調査」		内閣府			左記出典を元に著者作成
198	小型自動車の組立て工場	写真						トヨタ自動車提供
198	日本の食生活の変化	グラフ	『食料需要に関する基礎統計』 「食料需給表」平成29年度	8-9、54-55、 126-127	農林大臣官房調査課編 農林水産省	農林統計協会	1976	「食料需給表」はe-Statウェブページより。 左記出典を元に著者作成
199	多摩ニュータウン	写真						共同通信社、ユニフォトプレス提供
199	日本のおもな公害	地図						著者作成
200	キューバ危機を報じる新聞	写真	『朝日新聞』				1962年10月25日	朝日新聞社
200	キューバ危機	地図						著者作成
201	ワルシャワでひざまづくプラント(1970年12月)	写真						ユニフォトプレス提供
202	ベトナム反戦運動	写真						Black Star/時事通信フォト
202	土法高炉	写真						ユニフォトプレス提供
203	プロレタリア文化大革命	写真						ユニフォトプレス提供
203	「プラハの春」	写真						ユニフォトプレス提供
204	ベトナムの農村を爆撃するアメリカ軍機	写真						ユニフォトプレス提供
204	川を渡るベトナムの親子	写真						沢田教一撮影、GettyImages提供
205	キング	写真						AP/アフロ
205	白人専用の自動販売機	写真						ユニフォトプレス提供
205	アメリカ大統領ニクソンの訪中(1972年2月)	写真						ユニフォトプレス提供
206	ドル＝ショック	写真	『毎日新聞』				1971年8月16日	毎日新聞社
206	ドル＝ショック(ニクソン)	写真						AP/アフロ
206	為替相場の推移	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	159	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
207	公害	写真						National Archives Catalog
207	原油価格の推移	グラフ	BP Statistical Review of World Energy June 2019	Oil - Crude prices since 1861				BPウェブページより。 左記出典を元に著者作成
208	第1回サミット	写真						ユニフォトプレス提供
209	東アジア・東南アジア諸国のGDP(名目)の推移	グラフ	World Development Indicators	GDP (current US\$)			2019年10月28日	世界銀行ウェブページより。 左記出典を元に著者作成
210	朴正熙	写真						ユニフォトプレス提供
210	リー＝クアンユー	写真						ユニフォトプレス提供
210	来日した鄧小平	写真						朝日新聞社提供
211	産業用ロボットによる無人工場	写真						ファナック
211	ジャパン＝パッシング	写真						AP/アフロ
211	各国の自動車生産台数の推移	グラフ	『2018年世界自動車統計年報 第17集』	3月4日	日本自動車工業会	日本自動車工業会	2018	左記出典を元に著者作成

ページ	申請図書		出典					備考
	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者	発行年次等	
211	各国の経済成長率(実質)の推移	表	World Development Indicators	GDP (constant 2010 US\$)			2019年10月28日	世界銀行ウェブページより。 左記出典を元に著者作成
212	各国のODA実績の推移	グラフ	World Development Indicators	Net ODA provided, total (current US\$)			2019年10月28日	世界銀行ウェブページより。 左記出典を元に著者作成
212	日本の貿易収支	グラフ	「財務省貿易統計」 『日本長期統計総覧』第3巻	83	財務省 総務庁統計局監修	日本統計協会	1988	「財務省貿易統計」はウェブ ページより。 左記出典を元に著者作成
212	主要通貨対米ドル変動率	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	184	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
213	国鉄民営化の実現	写真						毎日新聞社提供
214	チヨルノービリ原子力発電所事故	写真						ユニフォトプレス提供
215	中距離核戦力全廃条約の調印	写真						ユニフォトプレス提供
215	東欧革命	写真						GettyImages提供
216	イラン=イスラーム革命	写真						AFP=時事
216	湾岸戦争	写真						AFP=時事
217	ソ連経済の停滞	写真						ユニフォトプレス提供
218	エリツイン	写真						ユニフォトプレス提供
218	旧ユーゴスラヴィアの民族分布	地図						著者作成
219	経済を軸とした地域統合	地図	『ジェトロ世界貿易投資報告 2018 年版』	121	日本貿易振興機構編		2018	日本貿易振興機構ウェブペー ジ 左記出典などを元に著者作成
220	ボート=ピープル	写真						GettyImages提供
221	アウン=サン=スーチー	写真						ユニフォトプレス提供
221	韓国の金大中大統領と北朝鮮の金正日国防委員会委員 長との会談(2000年)	写真						ユニフォトプレス提供
222	天安門広場に集まった人々(1989年)	写真						ユニフォトプレス提供
222	デクラークとマンデラ	写真						AFP=時事
223	インティファダ	写真						AFP=時事
223	同時多発テロ事件で破壊される世界貿易センタービル	写真						AP/アフロ
224	パレスチナ自治区	地図	West Bank Access Restrictions, July 2018		国連人道問題調整事務所(OCHA)			国連人道問題調整事務所 ウェブページなどを元に著者 作成
224	イスラエルの築いた分離壁	写真						ユニフォトプレス提供
225	冷戦後のアフリカの武力紛争	地図	『新書アフリカ史 改訂新版』		宮本正興・松田素二編	講談社	2018	左記出典などを元に著者作成
226	細川連立政権の成立	写真						読売新聞社提供
227	株価と地価の推移	グラフ	『近現代日本経済史要覧 補訂版』	185	三和良一・原朗編	東京大学出版会	2010	左記出典を元に著者作成
227	山一証券の破綻	写真						毎日新聞社提供
228	カンボジアでのPKO	写真						共同通信社、ユニフォトプレス 提供
229	少女暴行事件に抗議する沖縄県民総決起大会(1995年10 月)	写真						朝日新聞社提供
229	安全保障関連法案に反対する集会	写真						ユニフォトプレス提供
230	リーマン=ショックを報じる新聞	写真	『日本経済新聞』				2008年9月16日	日本経済新聞社
231	ドイツの極右デモ	写真						AP/アフロ
231	「プライド=パレード」(LGBT文化を讃えるイベント)	写真						ユニフォトプレス提供
232	北極の海水面積の減少	写真						NASA
232	ヤンバルクイナ	写真						特定非営利活動法人やんば る・地域活性サポートセンター 提供
232	携帯電話を使ったモバイルバンキング(2013年、ケニア)	写真						EPA=時事
233	日本の人口ピラミッド	グラフ	「人口推計」		総務省統計局統計調査部国勢統計 課		2018	e-Statウェブページより。 左記出典を元に著者作成
233	東京電力福島第一原子力発電所の事故(2011年3月)	写真						東京電力ホールディングス提 供
234	海外からの訪日客に対応するための多言語案内標識板 (徳島県美波町)	写真						ナカムラ広報提供
234	米軍ヘリの事故を報じる新聞	写真	『沖縄タイムス』				2004年8月14日	沖縄タイムス社

申請図書			出典				備考	
ページ	名称	種別	名称	ページ	著作者等	発行者		発行年次等
235	幸福度を判断する際に重視する項目	グラフ	国民生活選好度調査結果の概要 (平成21年度・平成22年度実施)		内閣府経済社会システム		公表は平成22年・平成23年	内閣府ウェブページより。 左記出典を元に著者作成
236	ハーバー	写真						ユニフォトプレス提供
236	ピーコート	写真						当社撮影
236	ピーコート(ピーコートのボタン)	写真						当社撮影
236	ドローン(無人航空機)	写真						©Flytrex
裏見返し	現代の世界	地図						著者作成
裏見返し	①独立国数の推移	グラフ	『世界の国一覧表 2007年版』		外務省編集協力	世界の動き社	2007	左記出典などを元に著者作成
裏見返し	②国連加盟国数の推移	グラフ	『世界の国一覧表 2007年版』		外務省編集協力	世界の動き社	2007	左記出典などを元に著者作成
裏見返し	③地球に関する数値	表	『理科年表 2019』		国立天文台編	丸善株式会社	2018	左記出典などを元に著者作成

(備考) 1 「申請図書」の欄については次のとおりとする。

- ① 「ページ」の欄には、引用又は新たに作成した教材や資料等の申請図書における掲載ページを示す。
- ② 「名称」の欄には、引用した教材や資料等の申請図書における名称を示す。
- ③ 「種別」の欄には、国語教材、楽譜、写真、図、挿絵、表、グラフ、地図などの別を示す。

2 「出典」の欄については次のとおりとする。

- ① 出典が一般図書の場合は、当該図書の名称(版次を含む。)、掲載ページ、著作者・編集者等、発行者及び発行年次を各欄に示す。
- ② 出典が定期刊行物の場合は、発行年次等欄に巻号、発行月日等を示す。
- ③ 出典が図書でない場合には、備考欄に資料提供者や保有者の氏名又は名称、及び当該資料に付された整理番号等を示すなど、出典を確認することが可能な情報を記入する。

3 出典を基に申請図書の発行者が変更を行った場合又は新たに作成を行った場合は、「備考」欄にその旨を示す。

4 (1) 写真等については、肖像権等の権利処理を必要に応じて行うこと。

(2) 著作物の掲載に当たっては、著作権法第33条に基づき、掲載する旨を著作者に通知するとともに、補償金を著作権者に支払う必要があることに留意すること(別途契約を締結する場合を除く)。

備考4の内容について確認しました。

## ウェブサイトのアドレスの掲載箇所一覧表

申請図書			学習上の参考に供する情報			備考
番号	ページ	種別	参照先	URL	概要	
1	2	URL	自社ページ	自社ページURL	教科書ポータルサイトへのリンク（各コンテンツへリンクさせるためのメニューページ）	別紙1
2	2	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	教科書ポータルサイトへのリンク（各コンテンツへリンクさせるためのメニューページ）	別紙1
3	17	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	教科書ポータルサイトへのリンク（各コンテンツへリンクさせるためのメニューページ）	別紙1
4	37	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	アメリカ独立宣言の抜粋	別紙2-1 別紙2-2
5	38	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	人権宣言の抜粋	別紙3-1 別紙3-2
6	41	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403067_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403067_00000</a>	イギリスの産業革命を紹介する動画	別紙4
7	77	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	大日本帝国憲法の全文	別紙5-1 別紙5-2

8	83	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403277_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403277_00000</a>	足尾鉍毒事件を紹介する動画	別紙6
9	93	2次元コード	自社ページ	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403078_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403078_00000</a>	日露戦争を紹介する動画	別紙7
10	99	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	教科書ポータルサイトへのリンク（各コンテンツへリンクさせるためのメニューページ）	別紙1
11	107	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	二十一カ条の要求の全文	別紙8-1 別紙8-2
12	127	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403083_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403083_00000</a>	米騒動を紹介する動画	別紙9
13	150	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403093_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403093_00000</a>	東京大空襲を紹介する動画	別紙10
14	156	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403272_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403272_00000</a>	朝鮮戦争を紹介する動画	別紙11
15	161	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	日本国憲法の全文	別紙12-1 別紙12-2
16	166	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	サンフランシスコ平和条約の全文	別紙13-1 別紙13-2

17	171	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	教科書ポータルサイトへのリンク（各コンテンツへリンクさせるためのメニューページ）	別紙1
18	192	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	日米相互協力及び安全保障条約の全文	別紙14-1 別紙14-2
19	194	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	日韓基本条約の全文	別紙15-1 別紙15-2
20	194	2次元コード	自社ページ	自社ページURL	日中共同声明の全文	別紙16-1 別紙16-2
21	201	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005402951_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005402951_00000</a>	核兵器を紹介する動画	別紙17
22	207	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403102_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403102_00000</a>	石油危機（オイルショック）を紹介する動画	別紙18
23	219	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310580_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310580_00000</a>	EUが発足した理由を紹介する動画	別紙19
24	228	2次元コード	自社ページ NHK for School	自社ページURL <a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310403_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310403_00000</a>	自衛隊の国際貢献を紹介する動画	別紙20

教科書名掲載

教科書  
表 1 掲載

別紙 1-1

厳選した用語を解説

用語解説



問題形式で知識を確認

スピードチェック



別紙 1-2

別紙 1-3

地域別に年表を比較

比較年表



教科書関連資料

歴史資料



別紙 1-4

テーマごとに探す

別紙 1-5

会社名掲載

利用規約  
コピーライト掲載

別紙 1-6

	用語解説	スピードチェック	比較年表	歴史資料
-----------------------------------------------------------------------------------	------	----------	------	------

厳選した用語を解説

## 用語解説



第Ⅰ部    第Ⅱ部    第Ⅲ部

### 第Ⅰ部

## 近代化と私たち

**第1章**    結びつく世界

#### 1 アジア諸地域の繁栄と日本

---

**朝貢貿易**

諸国の支配者が中国皇帝に貢物をし、中国の皇帝から返礼の品を授かるという形態で進められた周辺諸国との恩恵的な貿易。明代の朝貢貿易は、年度や規模、品目や経路など厳しい制限が定められていたが、正式の使節団以外に、同行する商人が中国国内で交易することも認められていた。

**鎖国**

江戸幕府がキリスト教の禁教と貿易統制を目的に、対外通交をきびしく管理した政策。た...

**オスマン帝国**

1300頃～1922年。アナトリア（小アジア）・バルカン半島を中心に発展したスン...

**サファヴィー朝**

1501～1736年。シーア派を国教とし、イラン高原に拠点を置いたムスリムの政権...



用語解説

スピードチェック

比較年表

歴史資料

問題形式で知識を確認

## スピードチェック



第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

### 第Ⅰ部

## 近代化と私たち

### 第1章 結びつく世界

#### 1 アジア諸地域の繁栄と日本

14世紀半ば、元を北方に駆逐した明は、朝鮮王朝や日本・琉球王国などと（朝貢）関係を結んだ。

16世紀になると「大航海時代」の世界的な商業の活発化が東アジアの朝貢体制を動揺させた。中国東南部の沿岸では、「（ ）」と呼ばれる商人集団が密貿易や略奪行為をおこなった。

18世紀半ば、清は治安上の理由からヨーロッパ船の来航を（ ）1港に限定した。

江戸幕府は、1639年にポルトガル船の来航を禁止し、オランダ商館を（ ）の出島へ移した。以後、（ ）にはオランダと中国の商船のみが来航した。

江戸時代には長崎のほか対馬・琉球を通じて貿易がおこなわれ、中国産の（ ）・絹織物、東南アジア産の砂糖、朝鮮の人参などが輸入された。

明に朝貢していた（ ）は、1609年、徳川家康の許可を受けた薩摩の島津氏に攻められて支配下におかれ、薩摩藩に貢納をする一方、中国への朝貢貿易も継続された。



用語解説

スピードチェック

比較年表

歴史資料

地域別に年表を比較

# 比較年表



地域 1 (左)

日本 (630~2021) ▼

地域 2 (右)

アメリカ・ヨーロッパ (395~1688) ▼

アメリカ・ヨーロッパ (395~1688)

年表を比較

西アジア・南アジア・アフリカ (前550~1699)

東アジア・東南アジア (前221~1689)

日本 (630~2021)

アメリカ・太平洋 (1732~2021)

西ヨーロッパ (1701~2020)

東ヨーロッパ・ロシア (1756~2022)

西アジア・アフリカ (1796~2023)

南アジア・東南アジア (1752~2021)

東アジア (1727~2022)

ローマ帝国、東西に分裂

年代を指定 300年 ▼

日本 (630~2021)

300年

395年

400年代

476年

西ローマ帝国滅亡

481年

フランク王国建国

500年代

527年

ビザンツ帝国でユスティニアヌス帝即位(~565)

600年代

630年 第1回遣唐使

700年代

	用語解説	スピードチェック	比較年表	歴史資料
教科書関連資料 <b>歴史資料</b>				
<b>第 I 部</b> <b>近代化と私たち</b>				
p.37 [文字資料] アメリカ独立宣言 (抜粋) <a href="#">🔗</a>				
p.38 [文字資料] 人権宣言 (抜粋) <a href="#">🔗</a>				
p.41 [動画] イギリスの産業革命 <a href="#">🔗</a>				
p.77 [文字資料] 大日本帝国憲法 <a href="#">🔗</a>				
p.83 [動画] 足尾鉍毒事件 <a href="#">🔗</a>				
p.93 [動画] 日露戦争 <a href="#">🔗</a>				
<b>第 II 部</b> <b>国際秩序の変化や大衆化と私たち</b>				
p.107 [文字資料] 二十一カ条の要求 <a href="#">🔗</a>				

別紙 1-4-1

## 別紙 1-4-1 (教科書ポータルサイトの「歴史資料」一覧)

ページ	学 習 上 の 参 考 に 供 す る 情 報			備 考
	参照先	URL	概要	
37	自社ページ	自社ページ URL	アメリカ独立宣言の抜粋	別紙 2-1, 2-2
38	自社ページ	自社ページ URL	人権宣言の抜粋	別紙 3-1, 3-2
41	自社ページ	自社ページ URL	イギリスの産業革命を紹介する動画	別紙 4
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403067_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403067_00000</a>		外部リンク
77	自社ページ	自社ページ URL	大日本帝国憲法の全文	別紙 5-1, 5-2
83	自社ページ	自社ページ URL	足尾鋇毒事件を紹介する動画	別紙 6
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403277_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403277_00000</a>		外部リンク
93	自社ページ	自社ページ URL	日露戦争を紹介する動画	別紙 7
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403078_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403078_00000</a>		外部リンク
107	自社ページ	自社ページ URL	二十一条の要求の全文	別紙 8-1, 8-2
127	自社ページ	自社ページ URL	米騒動を紹介する動画	別紙 9
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403083_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403083_00000</a>		外部リンク
150	自社ページ	自社ページ URL	東京大空襲を紹介する動画	別紙 10
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403093_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403093_00000</a>		外部リンク
156	自社ページ	自社ページ URL	朝鮮戦争を紹介する動画	別紙 11
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403272_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403272_00000</a>		外部リンク

## 別紙 1-4-1 (教科書ポータルサイトの「歴史資料」一覧)

ページ	学 習 上 の 参 考 に 供 す る 情 報			備 考
	参照先	URL	概要	
161	自社ページ	自社ページ URL	日本国憲法の全文	別紙 12-1, 12-2
166	自社ページ	自社ページ URL	サンフランシスコ平和条約の全文	別紙 13-1, 13-2
192	自社ページ	自社ページ URL	日米相互協力及び安全保障条約の全文	別紙 14-1, 14-2
194	自社ページ	自社ページ URL	日韓基本条約の全文	別紙 15-1, 15-2
194	自社ページ	自社ページ URL	日中共同声明の全文	別紙 16-1, 16-2
201	自社ページ	自社ページ URL	核兵器を紹介する動画	別紙 17
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005402951_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005402951_00000</a>		外部リンク
207	自社ページ	自社ページ URL	石油危機（オイルショック）を紹介する動画	別紙 18
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403102_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005403102_00000</a>		外部リンク
219	自社ページ	自社ページ URL	EU が発足した理由を紹介する動画	別紙 19
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310580_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310580_00000</a>		外部リンク
228	自社ページ	自社ページ URL	自衛隊の国際貢献を紹介する動画	別紙 20
	NHK for School	<a href="https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310403_00000">https://www2.nhk.or.jp/school/watch/clip/?das_id=D0005310403_00000</a>		外部リンク

## アメリカ独立宣言(抜粋)



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 1.74KB)

プレビュー ダウンロード 全画面モード

(教科書名入る) p.37

アメリカ独立宣言 (抜粋)

YSHD000100

## アメリカ独立宣言

人類の歴史の過程において、一国民がこれまで他の国に結びつけられてきた政治的な絆(きずな)をほどこき、自然の法と自然の神の法が与える独立で平等な地位を地上の諸国のあいだで占めることが必要になる場合には、人類のいろいろな意見に対する深い尊重からして、その国民が独立しなければならなくなった原因を宣言することが要求される。

われわれはつぎのことが自明の真理であると信ずる。すべての人は平等につくられ、神によって、一定のゆずることのできない権利を与えられていること。そのなかには生命、自由、そして幸福の追求が含まれていること。これらの権利を確保するために、人類のあいだに政府がつくられ、その正当な権力は被支配者の同意に基づかねばならないこと。もしどんな形の政府であってもこれらの目的を破壊するものになった場合には、その政府を改革しあるいは廃止して人民の安全と幸福をもたらしにもっとも適当と思われる原理に基づき、そのような形で権力を形づくる新しい政府を設けることが人民の権利であること。以上である。なるほど、長く続いてきた政府は軽微な一時的な理由で変更すべきでないことを慎重に考えなければならない。また人類は慣れた形態を廃して権利を回復するよりも、害悪が耐えられるあいだは耐えようとする傾向があることは多くの経験が示している。しかし、同じ目的をたえず追求する暴虐や権利侵害が長く続き、絶対専制主義の下に人民を陥れようとする企てが明らかになるときは、このような政府を打倒し、将来の安全のために新しい保障を準備することは人民の権利であり義務である。このようなことをわが植民地が忍耐しつつ苦しんできたのであり、従前の政府の形態を変更するように強いられる必要はそこから生まれる。現在のイギリス王①の歴史は度重なる侮辱と権利侵害の歴史である。すべては、わが諸州の上に絶対専制政治を打ち立てることを直接目的としているのである。以上のことを立証するために公正な世界に向かってあえて事実を提出する。

[中村道雄訳]

注① ジョージ3世(位1760~1820)のこと。

## 人権宣言(抜粋)



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 1.97KB)



プレビュー    ダウンロード    全画面モード

(教科書名入る) p.38  
人権宣言 (抜粋)

YSHD000200

## 人権宣言①

第1条 人間は自由かつ権利において平等なものとして生まれ、また、存在する。社会的な差別は、共同の利益に基づいてのみ、設けることができる。

第2条 あらゆる政治的結合（国家）の目的は、人間の自然で時効により消滅することのない権利の保全（ほぜん）である。それらの権利とは、自由・所有権・安全および圧政（あつせい）への抵抗である。

第3条 あらゆる主権の原理（起源・根源）は、本質的に国民のうちに存する。いかなる団体、いかなる個人も、国民から明白に由来するのではない権威を、行使することはできない。

第4条 自由とは、他人を害することのないすべてをなしうることにある。したがって、各人の自然権は、社会の他の成員に同じ権利の享有を保証する限界以外に、限界をもたない。それらの限界は、法によってのみ定めることができる。

第5条 法は社会にとって有害な行為のみを禁じる権利を有する。法の禁止していないことがらは、すべて妨げられることをえず、また、何人（なんびと）も法の命じていないことをおこなうよう強制されることはない。

第6条 法は総意（一般意志）の表現である。すべての市民は、自身で、またはその代表者を通じて、法の作成に参加する権利を有する。法は、市民を保護する場合であれ、処罰する場合であれ、すべての市民にたいし同一でなければならない。すべての市民は、法の眼からすれば平等であるから、その能力に応じて、また、その徳性と才能以外のいかなる差別もなく、平等にすべての公けの位階・地位・職務に就くことが許される。

第10条 何人も、その意見のゆえに、それが宗教上の意見であっても、その表明が法の定める公共の秩序を乱さないかぎり、平穩をおびやかされてはならない。

第11条 思想、および意見の自由な伝達は、人間のもっとも貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は自由に語り、書き、印刷することができる。ただし、その自由の乱用に関し、法の定める場合においては、責任を負わなければならない。

第17条 所有権は神聖（しんせい）かつ不可侵の権利であるから、何人も、適法に確認された公共の必要が明白にそれを要求する場合であって、また、事前の公正（こうせい）な補償の条件のもとでなければ、それを奪われることはない。

〔井上堯裕訳〕

注① 正式には「人間および市民の権利の宣言」という。

# NHK for School

## イギリスの産業革命



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.41

イギリスの産業革命

YSHE001600  
提供元 : NHK for School

# 大日本帝国憲法



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

↓個別ダウンロード (テキストファイル / 10.3KB)



🔍 プレビュー   📄 ダウンロード   🖼️ 全画面モード

(教科書名入る) p.77  
大日本帝国憲法

YSHD000300

朕(ちん)祖宗(そそう)ノ遺烈(いれつ)ヲ承(う)ケ万世一系(ばんせいいっけい)ノ帝位ヲ踐(ふ)ミ朕ガ親愛スル所ノ臣民(しんみん)ハ即(すなわ)チ朕ガ祖宗ノ惠撫慈養(けいぶじょう)シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念(おも)ヒ其(そ)ノ康福(こうふく)ヲ増進シ其ノ懿徳良能(いとくりょうのう)ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼賛(よくさん)ニ依リ与(とも)ニ俱(とも)ニ国家ノ進運ヲ扶持(ふじ)セムコトヲ望ミ乃(すなわ)チ明治十四年十月十二日ノ詔命(しょうめい)ヲ履踐(りせん)シ茲(ここ)ニ大憲(たいけん)ヲ制定シ朕ガ率由スル所ヲ示シ朕ガ後嗣(こうし)及(および)臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行(じゅんこう)スル所ヲ知ラシム

国家統治ノ大権ハ朕ガ之(これ)ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ伝フル所ナリ朕及朕ガ子孫ハ将来此ノ憲法ノ条章ニ循(したが)ヒ之ヲ行フコトヲ愆(あやま)ラザルベシ

朕ハ我ガ臣民ノ権利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有(きょうゆう)ヲ完全ナラシムベキコトヲ宣言ス

帝国議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集(しょうしゅう)シ議會開会ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスベシ

将来若(もし)此ノ憲法ノ或(あ)ル条章ヲ改定スルノ必要ナル時宜(じぎ)ヲ見ルニ至ラバ朕及朕ガ継統(けいと)ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執(と)リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外(ほか)朕ガ子孫及臣民ハ敢(あえ)テ之ガ紛更(ふんこう)ヲ試ミルコトヲ得ザルベシ

朕ガ在廷(ざいてい)ノ大臣ハ朕ガ為ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責(せめ)ニ任ズベク朕ガ現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順(じゅうじゅん)ノ義務ヲ負フベシ

御名(ぎよめい) 御璽(ぎよじ)

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣	伯爵	黒田清隆
枢密院議長	伯爵	伊藤博文
外務大臣	伯爵	大隈重信
海軍大臣	伯爵	西郷従道
農商務大臣	伯爵	井上馨
司法大臣	伯爵	山田顕義
大蔵大臣兼内務大臣	伯爵	松方正義
陸軍大臣	伯爵	大山巖
文部大臣	子爵	森有礼
逓信大臣	子爵	榎本武揚

## 大日本帝国憲法

### 第一章 天皇

第一条 大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス

第二条 皇位ハ皇室典範ノ定ムル所ニ依リ皇男子孫之ヲ繼承ス

第三条 天皇ハ神聖ニシテ侵(おか)スベカラズ

第四条 天皇ハ国ノ元首(げんしゅ)ニシテ統治權ヲ總攬(そうらん)シ此ノ憲法ノ条規ニ依リ之ヲ行フ

第五条 天皇ハ帝国議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ

第六条 天皇ハ法律ヲ裁可シ其ノ公布及執行ヲ命ズ

第七条 天皇ハ帝国議會ヲ召集シ其ノ開会閉会停会及衆議院ノ解散ヲ命ズ

第八条 天皇ハ公共ノ安全ヲ保持シ又ハ其ノ災厄(さいやく)ヲ避クル為緊急ノ必要ニ由(よ)リ帝国議會閉会ノ場合ニ於テ法律ニ代ルベキ勅令ヲ発ス

2 此ノ勅令ハ次ノ会期ニ於テ帝国議會ニ提出スベシ若(もし)議會ニ於テ承諾セザルトキハ政府ハ将来ニ向テ其ノ効力ヲ失フコトヲ公布スベシ

第九条 天皇ハ法律ヲ執行スル為ニ又ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム但(ただ)シ命令ヲ以テ法律ヲ変更スルコトヲ得ズ

第十条 天皇ハ行政各部ノ官制及文武官(ぶんぶかん)ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス但(ただ)シ此ノ憲法又ハ他ノ法律ニ特例ヲ掲ゲタルモノハ各々其ノ条項ニ依ル

第十一条 天皇ハ陸海軍ヲ統帥(とうすい)ス

第十二条 天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム

第十三条 天皇ハ戰ヲ宣(せん)シ和ヲ講ジ及諸般ノ條約ヲ締結ス

第十四条 天皇ハ戒嚴(かいげん)ヲ宣告ス

2 戒嚴ノ要件及効力ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第十五条 天皇ハ爵位(しゃくゐ)勲章(くんしょう)及其ノ他ノ榮典ヲ授与ス

第十六条 天皇ハ大赦(たいしゃ)特赦(とくしゃ)減刑(げんけい)及復權ヲ命ズ

第十七条 摂政(せつしょう)ヲ置クハ皇室典範ノ定ムル所ニ依ル

2 摂政ハ天皇ノ名ニ於テ大權ヲ行フ

### 第二章 臣民權利義務

第十八条 日本臣民タル要件ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応ジ均(ひとし)ク文武官ニ任ゼラレ及  
其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得(う)

第二十条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス

第二十一条 日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ納稅ノ義務ヲ有ス

- 第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス
- 第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非(あら)ズシテ逮捕監禁審問(しんもん)処罰ヲ受クルコトナシ
- 第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルハコトナシ
- 第二十五條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外(ほか)其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及搜索セラルハコトナシ
- 第二十六條 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵(おか)サルハコトナシ
- 第二十七條 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サルハコトナシ
- 2 公益ノ為必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル
- 第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序ヲ妨(さまた)ゲズ及臣民タルノ義務ニ背(そむ)カザル限(かぎり)ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス
- 第二十九條 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行(いんこう)集会及結社ノ自由ヲ有ス
- 第三十條 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ從ヒ請願ヲ為スコトヲ得
- 第三十一條 本章ニ掲ゲタル條規ハ戰時又ハ国家事變ノ場合ニ於テ天皇大權ノ施行ヲ妨グルコトナシ
- 第三十二條 本章ニ掲ゲタル條規ハ陸海軍ノ法令又ハ紀律ニ牴觸(ていしょく)セザルモノニ限り軍人ニ準行(じゅんこう)ス

### 第三章 帝国議會

- 第三十三條 帝国議會ハ貴族院衆議院ノ兩院ヲ以テ成立ス
- 第三十四條 貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族(かぞく)及勅任(ちよくにん)セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十五條 衆議院ハ選舉法ノ定ムル所ニ依リ公選セラレタル議員ヲ以テ組織ス
- 第三十六條 何人モ同時ニ兩議院ノ議員タルコトヲ得ズ
- 第三十七條 凡(すべ)テ法律ハ帝国議會ノ協贊(きょうさん)ヲ經ルヲ要ス
- 第三十八條 兩議院ハ政府ノ提出スル法律案ヲ議決シ及各々(おのおの)法律案ヲ提出スルコトヲ得
- 第三十九條 兩議院ノ一ニ於テ否決シタル法律案ハ同会期中ニ於テ再ビ提出スルコトヲ得ズ
- 第四十條 兩議院ハ法律又ハ其ノ他ノ事件ニ付キ各々其ノ意見ヲ政府ニ建議スルコトヲ得(う)但(ただ)シ其ノ採納ヲ得ザルモノハ同会期中ニ於テ再ビ建議スルコトヲ得ズ
- 第四十一條 帝国議會ハ毎年之ヲ召集ス
- 第四十二條 帝国議會ハ三箇月ヲ以テ会期トス必要アル場合ニ於テハ勅命ヲ以テ之ヲ延長スルコトアルベシ

第四十三条 臨時緊急ノ必要アル場合ニ於テ常会(じょうかい)ノ外(ほか)臨時会ヲ召集スベシ

2 臨時会ノ会期ヲ定ムルハ勅命ニ依ル

第四十四条 帝國議會ノ開会閉会会期ノ延長及停会ハ兩院同時ニ之ヲ行フベシ

2 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ貴族院ハ同時ニ停会セラルベシ

第四十五条 衆議院解散ヲ命ゼラレタルトキハ勅令ヲ以テ新(あらた)ニ議員ヲ選舉セシメ解散ノ日ヨリ五箇月以内ニ之ヲ召集スベシ

第四十六条 兩議院ハ各々其ノ総議員三分ノ一以上出席スルニ非(あら)ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ為(な)ス事ヲ得ズ

第四十七条 兩議院ノ議事ハ過半数ヲ以テ決ス可否同数ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第四十八条 兩議院ノ会議ハ公開ス但シ政府ノ要求又ハ其ノ院ノ決議ニ依リ秘密会ト為スコトヲ得

第四十九条 兩議院ハ各々天皇ニ上奏スルコトヲ得

第五十条 兩議院ハ臣民ヨリ呈出(ていしゅつ)スル請願書ヲ受クルコトヲ得

第五十一条 兩議院ハ此ノ憲法及議院法ニ掲グルモノ、外(ほか)内部ノ整理ニ必要ナル諸規則ヲ定ムルコトヲ得

第五十二条 兩議院ノ議員ハ議院ニ於テ發言シタル意見及表決ニ付(つき)院外ニ於テ責ヲ負フコトナシ但シ議員自ラ其ノ言論ヲ演説刊行筆記又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ公布シタルトキハ一般ノ法律ニ依リ処分セラルベシ

第五十三条 兩議院ノ議員ハ現行犯罪又ハ内乱外患(がいかん)ニ関(かかわ)ル罪ヲ除ク外(ほか)会期中其ノ院ノ許諾ナクシテ逮捕セラルコトナシ

第五十四条 國務大臣及政府委員ハ何時タリトモ各議院ニ出席シ及發言スルコトヲ得

#### 第四章 國務大臣及枢密顧問(すうみつこもん)

第五十五条 國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼(ほひつ)シ其ノ責(せめ)ニ任ズ

2 凡(すべ)テ法律勅令其ノ他國務ニ関ル詔勅ハ國務大臣ノ副署(ふくしょ)ヲ要ス

第五十六条 枢密顧問ハ枢密院官制ノ定ムル所ニ依リ天皇ノ諮詢(しじゆん)ニ応(こた)ヘ重要ノ國務ヲ審議ス

#### 第五章 司法

第五十七条 司法權ハ天皇ノ名ニ於テ法律ニ依リ裁判所之ヲ行フ

2 裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十八条 裁判官ハ法律ニ定メタル資格ヲ具(そな)フル者ヲ以テ之ニ任ズ

2 裁判官ハ刑法ノ宣告又ハ懲戒(ちょうかい)ノ処分ニ由(よ)ルノ外(ほか)其ノ職ヲ免(めん)ゼラルコトナシ

3 懲戒ノ条規ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第五十九条 裁判ノ対審判決ハ之ヲ公開ス但(ただ)シ安寧秩序又ハ風俗ヲ害スルノ虞(おそれ)アルトキハ法律ニ依リ又ハ裁判所ノ決議ヲ以テ対審ノ公開ヲ停(とど)ムルコトヲ得

第六十条 特別裁判所ノ管轄(かんかつ)ニ属スベキモノハ別ニ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第六十一条 行政官庁ノ違法処分ニ由リ権利ヲ傷害セラレタリトスルノ訴訟ニシテ別ニ法律ヲ以テ定メタル行政裁判所ノ裁判ニ属スベキモノハ司法裁判所ニ於テ受理スルノ限(かぎり)ニ在(あ)ラズ

## 第六章 会計

第六十二条 新(あらた)ニ租税ヲ課シ及税率ヲ変更スルハ法律ヲ以テ之ヲ定ムベシ

2 但シ報償(ほうしょう)ニ属スル行政上ノ手数料及其ノ他ノ収納金ハ前項ノ限ニ在ラズ

3 国債ヲ起(おこ)シ及予算ニ定メタルモノヲ除ク外(ほか)国庫ノ負担トナルベキ契約ヲ為(な)スハ帝国議会ノ協賛ヲ經(ふ)ベシ

第六十三条 現行ノ租税ハ更ニ法律ヲ以テ之ヲ改メザル限ハ旧ニ依リ之ヲ徴収ス

第六十四条 国家ノ歳出歳入ハ毎年予算ヲ以テ帝国議会ノ協賛ヲ經ベシ

2 予算ノ款項(かんこう)ニ超過シ又ハ予算ノ外(ほか)ニ生ジタル支出アルトキハ後日帝国議会ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第六十五条 予算ハ前ニ衆議院ニ提出スベシ

第六十六条 皇室経費ハ現在ノ定額ニ依リ毎年国庫ヨリ之ヲ支出シ将来増額ヲ要スル場合ヲ除ク外帝国議会ノ協賛ヲ要セズ

第六十七条 憲法上ノ大権(たいけん)ニ基ヅケル既定(きてい)ノ歳出及法律ノ結果ニ由リ又ハ法律上政府ノ義務ニ属スル歳出ハ政府ノ同意ナクシテ帝国議会之ヲ廃除シ又ハ削減スルコトヲ得ズ

第六十八条 特別ノ須要ニ因(よ)リ政府ハ予(あらかじ)メ年限ヲ定メ継続費トシテ帝国議会ノ協賛ヲ求ムルコトヲ得

第六十九条 避クベカラザル予算ノ不足ヲ補フ為ニ又ハ予算ノ外(ほか)ニ生ジタル必要ノ費用ニ充(あ)ツル為ニ予備費ヲ設クベシ

第七十条 公共ノ安全ヲ保持スル為緊急ノ需用(じゅうよう)アル場合ニ於テ内外ノ情形(じょうけい)ニ因(よ)リ政府ハ帝国議会ヲ召集スルコト能(あた)ハザルトキハ勅令ニ依リ財政上必要ノ処分ヲ為(な)スコトヲ得

2 前項ノ場合ニ於テハ次ノ会期ニ於テ帝国議会ニ提出シ其ノ承諾ヲ求ムルヲ要ス

第七十一条 帝国議会ニ於テ予算ヲ議定セズ又ハ予算成立ニ至ラザルトキハ政府ハ前年度ノ予算ヲ施行スベシ

第七十二条 国家ノ歳出歳入ノ決算ハ会計検査院之ヲ検査確定シ政府ハ其ノ検査報告ト俱(とも)ニ之ヲ帝国議会ニ提出スベシ

2 会計検査院ノ組織及職権ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム

第七章 補則

第七十三条 将来此ノ憲法ノ条項ヲ改正スルノ必要アルトキハ勅命ヲ以テ議案ヲ帝国議會ノ議ニ付スベシ

2 此ノ場合ニ於テ兩議院ハ各々其ノ総員三分ノ二以上出席スルニ非(あら)ザレバ議事ヲ開クコトヲ得ズ出席議員三分ノ二以上ノ多数ヲ得ルニ非ザレバ改正ノ議決ヲ為(な)スコトヲ得ズ

第七十四条 皇室典範ノ改正ハ帝国議會ノ議ヲ經ルヲ要セズ

2 皇室典範ヲ以テ此ノ憲法ノ条規ヲ變更スルコトヲ得ズ

第七十五条 憲法及皇室典範ハ摂政ヲ置クノ間之ヲ變更スルコトヲ得ズ

第七十六条 法律規則命令又ハ何等(なんら)ノ名称ヲ用ヰタルニ拘(かかわ)ラズ此ノ憲法ニ矛盾セザル現行ノ法令ハ總(すべ)テ遵由(じゅんゆう)ノ効力ヲ有ス

2 歳出上政府ノ義務ニ係ル現在ノ契約又ハ命令ハ總テ第六十七条ノ例ニ依ル

NHK for School

足尾鉍毒事件



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.83  
足尾鉍毒事件

YSHE001700  
提供元：NHK for School

NHK for School

日露戦争



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.93

日露戦争

YSHE001800

提供元：NHK for School

## 二十一カ条の要求



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 9.05KB)



🔍 プレビュー 📄 ダウンロード 🗨️ 全画面モード

(教科書名入る) p.107  
二十一カ条の要求

YSH0000400

対華要求に関する加藤外相訓令

大正三年十二月三日付機密号外

加藤大臣

在京日置公使宛

対支政策ニ関スル件

帝国政府ニ於(おい)テハ、時局ノ善後ヲ図リ且(かつ)帝国将来ノ地歩ヲ鞏固(きょうこ)ニシテ以テ東洋ノ平和ヲ永遠ニ保持センガ為(ため)、此(この)際支那(シナ)政府トノ間ニ大體別紙第一号乃至(ないし)第四号ノ趣旨ノ条約及(および)取極(とりきめ)ヲ締結(ていけつ)致度(いたしたき)意図ニ有之(これあり)。右ノ内別紙第一号ハ山東問題ノ処分ニ係リ、別紙第二号ハ大體南滿洲(まんしゅう)及(および)東部(とうぶ)内蒙古(ないもうこ)地方ニ於(お)ケル我地位ヲ明確ナラシムルノ趣旨ニ有之。畢竟(ひっきょう)南滿洲及東部内蒙古ニ関シテハ、帝国ノ地位モ将(まさに)又支那ノ地位モ共ニ甚(はなはだ)不明確ナル点尠(すくな)カラザル為、従来日支兩國ノ間ニ無用ノ誤解猜疑(さいぎ)ヲ生ジ、延(ひい)テ兩國ノ国民的感情ニモ多大ノ悪影響ヲ及(およ)ボシタルコト少カラザル次第ナルニ付(つき)、帝国政府ニ於テハ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル既成ノ事実ヲ茲(ここ)ニ明確ナラシムルト共ニ、一面此機会ニ於テ帝国政府ニ於テハ所謂(いわゆる)滿洲分割等同地方ニ対シ何等(なんら)領土ノ野心ヲ包蔵セザルノ意志ヲ表白セントスルモノニ有之。尤(もっとも)モ南滿洲及東部内蒙古ニ関シテハ、先(ま)ヅ別紙第二号甲(こう)案ニヨリ交渉ヲ開始相(あい)成度(なりたく)、右ハ或ハ支那政府ノ承諾ヲ見ルコト困難ナルカトモ思考セラルルモ、成(な)ルベク右甲案通りノ我希望ヲ貫徹シ得ル様、御折衝(せつしょう)相成(あいな)り、已(や)ムヲ得ザルニ及テ別紙第二号乙(おつ)案ニ拠ラルルコトト致度(いたしたく)、次ニ別紙第三号漢冶萍(かんやひょう)問題ニ関シテハ此際主義上ノ取極ヲ約シ置キ、詳細ノ点ハ追テ協議決定スルコトト致度、尚別紙第三号及第四号ハ必ズシモ条約ノ形式ト為スヲ要セズ。或ハ公文ノ交換等ニヨルモ差支(さしつかえ)無之(これなき)ニ付右ニ御承知相成度、将又別紙第一号及第二号ノ条約及第三号及第四号ノ取極ハ何(い)ずレモ支那側ニ於テ希望スルニ於テハ当分密約ト致シ置クモ、苦(くる)シカラザル義ニ付是(これ)亦(また)御含(ふく)み置(お)き相成度シ。

以上各項中、別紙第一号ハ時局善後ノ為メ当然ノ措置ニ属シ、別紙第二号ハ大體既成事実ノ確認ニ止マリ、別紙第三号ハ我方ノ漢冶萍公司(コンス)ニ対スル關係ニ顧ミ同公司将来ノ為最善ノ方図ニ属スルモノニシテ、要スルニ以上三項共何レモ何等格段ニ新規ノ事態ヲ現出セントスルモノニ無之(これなく)、若(も)シ夫(そ)レ別紙第四号ニ至テハ帝国政府ニ

於テ屢次(るじ)内外ニ宣明シタル支那領土保全ノ大則ニ更(さら)ニ一歩ヲ進メントスルモノニ過ギザル次第ニ有之。帝国政府ニ於テハ此機ニ於テ東亜ニ於ケル帝国ノ地歩ヲ益々確保シ大局ヲ保全センガ為、以上各項目ノ実行ヲ以テ絶対ニ必要ト思考スル次第ニシテ、帝国政府ハ有(あ)ラユル手段ヲ尽(つく)シテ、是非(ぜひ)共(とも)之(これ)ガ貫徹ヲ図ルベキ極メテ鞏固ナル決心ヲ有スル義ニ付、貴官ニ於テモ克(よ)ク政府ノ意ノアル所ヲ体シ、極力御尽瘁(じんすい)相成度。將又別紙第五号ハ別紙第一号乃至第四号ノ各項トハ全然別個ノ問題トシテ、此際支那ニ其(その)実行ヲ勸告致度事項ニ有之。日支兩國親交ノ増進ヲ図リ、其共通利益ヲ擁護センガ為ニハ何レモ緊要ノ案件ニシテ、中ニハ既ニ日支兩國間ニ懸案トナリ居レル項目モ有之次第ニ付、之亦成ベク我方希望ヲ實現セシムル様精々御尽力相成度。又本件交渉中、支那当局ハ必ズ膠州(こうしゅう)灣最後ノ処分ニ関スル帝国政府ノ意嚮(いこう)ヲ承知シタキ旨申出ヅベク候処(そうろうところ)、帝国政府ニ於テハ、若シ支那政府ニシテ全然我要求ヲ応諾スルニ於テハ同地還付ノ事ヲ詮議スルモ苦シカラズト思料致居候ニ付、右ニ御含相成度。尤モ還付実行ノ場合ニハ、同地ヲ開放シテ商港トナシ且我專管居留地ヲ設クルコト絶対ニ必要ト被存候(ぞんぜられそうろう)間(あいだ)、還付ノ詮議ヲ声明セラルルトキハ別紙第六号ノ如キ趣意ニテ御応答相成り、其結果公文ヲ交換スルコト必要ナル場合ニハ請訓(せいくん)ノ上措置セラルルコトト御承知相成度、此段及訓令候也。

#### 第一号

日本国政府及支那国政府ハ、偏(ひとえ)ニ極東ニ於ケル全局ノ平和ヲ維持シ、且兩國ノ間ニ存スル友好善隣ノ關係ヲ益々鞏固ナラシメンコトヲ希望シ、茲ニ左ノ條款(じょうかん)ヲ締約(ていやく)セリ。

第一条 支那国政府ハ独逸(ドイツ)国ガ山東省ニ関シ條約其他ニ依(よ)リ支那国ニ對シテ有スル一切ノ權利・利益・讓与(じょうよ)等ノ処分ニ付、日本国政府ガ独逸国政府ト協定スベキ一切ノ事項ヲ承認(しょうにん)スベキコトヲ約ス。

第二条 支那国政府ハ、山東省内若(もし)クハ其沿海一帶ノ地又ハ島嶼(とうしょ)ヲ、何等ノ名義ヲ以テスルニ拘(かか)ハラズ、他国ニ讓与シ又ハ貸与(たいよ)セザルベキコトヲ約ス。

第三条 支那国政府ハ芝罘(チーフー)又ハ龍口(りゅうこう)ト膠州灣ヨリ濟南(さいなん)ニ至ル鐵道トヲ連絡スベキ鐵道ノ敷設(ふせつ)ヲ日本国ニ允許(いんきょ)ス。

「第四条 支那国政府ハ成ベク速(すみやか)ニ、外国人ノ居住及貿易ノ為、自ラ進テ本條約付屬書ニ列記セル山東省ニ於ケル諸都市ヲ開クベキコトヲ約ス。

(大正四年往電第四号ニヨリ修正)

第四条 支那国政府ハ成ルベク速ニ外国人ノ居住及貿易ノ為、自ラ進テ山東省ニ於ケル主要都市ヲ開クベキコトヲ約ス。其地点ハ別ニ協定スベシ。

(即チ支那側ヘハ最初ヨリ右ノ通修正ノ上、提出シタルナリ)」

## 第二号甲案

日本国政府及支那国政府ハ、支那国政府ガ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認(しょうにん)スルニヨリ、茲ニ左ノ条款(じょうかん)ヲ締約(ていやく)セリ。

第一条 両締約国ハ、旅順(りょじゆん)大連(だいにん)租借期限竝(ならびに)南滿洲及安奉(あんぼう)両鐵道各期限ヲ何レモ更ニ九十九ケ年ツツ延長スベキコトヲ約ス。

第二条 日本国臣民ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於テ、各種商工業上ノ建物ノ建設又耕作ノ為必要ナル土地ノ賃借權又ハ其所有權ヲ取得スルコトヲ得。

第三条 日本国臣民ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於テ、自由ニ居住往来シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ従事スルコトヲ得。

第四条 支那国政府ハ、本條約付屬書ニ列記セル南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸鉱山ノ採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス。

「第四条 支那国政府ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル鉱山採掘權ヲ日本国臣民ニ許与ス其採掘スベキ鉱山ハ別ニ協定スベシ(即チ支那側ヘハ最初ヨリ右ノ通ニ修正訂正セルナリ)」

第五条 支那国政府ハ左ノ事項ニ関シテハ豫メ日本国政府ノ同意ヲ經ベキコトヲ承諾ス。

(一) 南滿洲及東部内蒙古ニ於テ他国人ニ鐵道敷設權ヲ与ヘ又ハ鐵道敷設ノ為ニ他国人ヨリ資金ノ供給ヲ仰グコト。

(二) 南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸税ヲ担保トシテ他国ヨリ借款(しゃっかん)ヲ起スコト。

第六条 支那国政府ハ、南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル政治、財政、軍事ニ関シ顧問教官ヲ要スル場合ニハ、必ズ先ヅ日本国ニ協議スベキコトヲ約ス。

第七条 支那国政府ハ、本條約締結ノ日ヨリ九十九ケ年間日本国ニ吉長(きつちょう)鐵道ノ管理經營ヲ委任ス。

## 第二号乙案

日本国政府及支那国政府ハ、支那国政府ガ南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル日本国ノ優越ナル地位ヲ承認スルニ依リ、茲ニ左ノ条款ヲ締約セリ。

第一条 (甲案ノ通り)

第二条 支那国政府ハ、外国人ノ居住及貿易ノ為、自ラ進テ本條約付屬書ニ列記セル南滿洲及東部内蒙古ニ於ケル諸都市ヲ開クベキコトヲ約ス。

第三条 支那国政府ハ、両締約国臣民ガ合弁ニ依リ南滿洲及東部内蒙古ニ於テ農業及付隨工業ノ經營ヲ為サントスルトキハ、之ヲ承認スベキコトヲ約ス。

第四条 以下ハ甲案ノ通り

## 第三号

日本国政府及支那国政府ハ、日本国資本家ト漢冶萍公司トノ間ニ存スル密接ナル関係ニ顧ミ、且両国共通ノ利益ヲ増進センガ為左ノ条款ヲ締約セリ。

第一条 両締約国ハ、将来適當ノ時機ニ於テ漢冶萍公司ヲ両国ノ合弁トナスコト、並ニ支那国政府ハ日本国政府ノ同意ナクシテ同公司ニ属スル一切ノ権利財産ヲ自ラ処分シ又ハ同公司ヲシテ処分セシメザルベキコトヲ約ス。

第二条 支那国政府ハ、漢冶萍公司ニ属スル諸鉱山付近ニ於ケル鉱山ニ付テハ、同公司ノ承認ナクシテハ之ガ採掘ヲ同公司以外ノモノニ許可セザルベキコト、並ニ其他直接間接同公司ニ影響ヲ及ボスベキ虞(おそれ)アル措置ヲ執(と)ラントスル場合ニハ、先ヅ同公司ノ同意ヲ經ベキコトヲ約ス。

#### 第四号

日本国政府及支那国政府ハ支那国領土保全ノ目的ヲ確保センガ為、茲ニ左ノ条款ヲ締約セリ。

支那国政府ハ支那国沿岸ノ港湾及島嶼ヲ他国ニ讓与シ若クハ貸与セザルベキコトヲ約ス。

#### 第五号

一、中央政府ニ政治財政及軍事顧問トシテ有力ナル日本人ヲ僱聘(ようへい)セシムルコト。  
二、支那内地ニ存在スル日本ノ病院、寺院及学校ニ対シテハ、其土地所有權ヲ認ムルコト(註、提案の際「存在スル」ヲ「於ケル」ト改ム)。

三、従来日支間ニ警察事故ノ発生ヲ見ルコト多ク、不快ナル論争ヲ醸(かも)シタルコトモ尠カラザルニ付、此際必要ノ地方ニ於ケル警察ヲ日支合同トシ、又ハ此等地方ニ於ケル支那警察官庁ニ多数ノ日本人ヲ僱聘セシメ、以テ一面支那警察機關ノ刷新(さっしん)確立ヲ図ルニ資スルコト。

四、日本ヨリ一定ノ数量(例ヘバ支那政府所要兵器ノ半数)以上ノ兵器ノ供給ヲ仰ギ、又ハ支那ニ日支合弁ノ兵器廠(しょう)ヲ設立シ日本ヨリ技師及材料ノ供給ヲ仰グコト。

五、武昌(ぶしょう)ト九江(きゅうこう)南昌(なんしょう)線トヲ連絡スル鉄道及南昌杭州(こうしゅう)間、南昌潮州(ちようしゅう)間鉄道敷設權ヲ日本ニ許与スルコト。

六、福建省ニ於ケル鉄道、鉱山、港湾ノ設備(造船所ヲ含ム)ニ関シ、外国資本ヲ要スル場合ニハ先ヅ日本ニ協議スベキコト。

七、支那ニ於ケル本邦人ノ布教權ヲ認ムルコト。

#### 第六号

支那国政府ハ、日本国政府ガ膠州湾租借地ヲ支那国ニ還付スル場合ニハ、全部之ヲ商港トシテ開放スベキコトヲ約シ、且ツ日本国政府ガ其指定スル地区ニ日本專管居留地ヲ設置スルコトニ同意ス。

(付属表略)

「付記

本件交渉ニ際シ、日本ヨリ支那側ニ対シ履行ヲ約束シ得ル事項ハ、概(おおむ)ネ左ノ如シ。

一、袁大總統ノ地位竝ニ其一身一家ノ安全ヲ保障スルコト。

二、革命党及支那留学生等ノ取締ヲ嚴重勵行スルコト。又不謹慎ナル本邦商民浪人等ニ対シテハ充分注意スルコト。

三、適當ノ時期ニ於テ膠州灣還付問題ヲ詮議スベキコト。

四、袁總統及關係大官叙勲奏請方又ハ贈与ノ義ヲ詮議スベキコト。

○備考 右ハ日置公使ノ含迄ニ交付セラレシモノニシテ、書面ニ認メ支那側ニ差出セルモノニハ非ラズ。此ノ注意ハ訓令本書ニモ記入セラル。」

NHK for School

米騒動



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.127

米騒動

YSHE001900  
提供元：NHK for School

NHK for School

東京大空襲



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.150

東京大空襲

YSHE002000  
提供元：NHK for School

NHK for School

朝鮮戦争



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.156

朝鮮戦争

YSHE002100  
提供元 : NHK for School

# 日本国憲法



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 25.06KB)



🔍 プレビュー 📄 ダウンロード 🗨️ 全画面モード

(教科書名入る) p.161

日本国憲法

YSH0000500

朕(ちん)は、日本国民の総意に基いて、新日本建設の礎が、定まるに至つたことを、深くよろこび、枢密(すうみつ)顧問の諮詢(しじゅん)及び帝国憲法第七十三条による帝国議会の議決を経た帝国憲法の改正を裁可(さいか)し、ここにこれを公布せしめる。

御名(ぎよめい) 御璽(ぎよじ)

昭和二十一年十一月三日

内閣総理大臣兼外務大臣 吉田茂

国务大臣 男爵 幣原喜重郎

司法大臣 木村篤太郎

内務大臣 大村清一

文部大臣 田中耕太郎

農林大臣 和田博雄

国务大臣 斎藤隆夫

逓信大臣 一松定吉

商工大臣 星島二郎

厚生大臣 河合良成

国务大臣 植原悦二郎

運輸大臣 平塚常次郎

大蔵大臣 石橋湛山

国务大臣 金森徳次郎

国务大臣 膳桂之助

---

## 日本国憲法

[前文] 日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢(けいたく)を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍(さんか)が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳肅(げんしゆく)な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅(しょうちやく)を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従(れいじゅう)、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

## 第一章 天皇

### 〔天皇の地位と主権在民〕

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

### 〔皇位の世襲〕

第二条 皇位は、世襲(せしゅう)のものであつて、国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する。

### 〔内閣の助言と承認及び責任〕

第三条 天皇の国事に関するすべての行為には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負ふ。

### 〔天皇の権能と権能行使の委任〕

第四条 天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない。

2 天皇は、法律の定めるところにより、その国事に関する行為を委任することができる。

### 〔摂政(せつしょう)〕

第五条 皇室典範の定めるところにより摂政を置くときは、摂政は、天皇の名でその国事に関する行為を行ふ。この場合には、前条第一項の規定を準用する。

### 〔天皇の任命行為〕

第六条 天皇は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣を任命する。

2 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。

### 〔天皇の国事行為〕

第七条 天皇は、内閣の助言と承認により、国民のために、左の国事に関する行為を行ふ。

- 一 憲法改正、法律、政令及び条約を公布すること。
- 二 国会を召集すること。

- 三 衆議院を解散すること。
- 四 国会議員の総選挙の施行を公示すること。
- 五 国務大臣及び法律の定めるその他の官吏の任免並びに全権委任状及び大使及び公使の信任状を認証すること。
- 六 大赦(たいしゃ)、特赦(とくしゃ)、減刑、刑の執行の免除及び復権を認証すること。
- 七 栄典を授与すること。
- 八 批准書(ひじゅんしょ)及び法律の定めるその他の外交文書を認証すること。
- 九 外国の大使及び公使を接受すること。
- 十 儀式を行ふこと。

〔財産授受の制限〕

第八条 皇室に財産を譲り渡し、又は皇室が、財産を譲り受け、若しくは賜与(しよ)することは、国会の議決に基かなければならない。

第二章 戦争の放棄

〔戦争の放棄と戦力及び交戦権の否認〕

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第三章 国民の権利及び義務

〔国民たる要件〕

第十条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

〔基本的人権〕

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有(きょうゆう)を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

〔自由及び権利の保持義務と公共福祉性〕

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用(らんよう)してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

〔個人の尊重と公共の福祉〕

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

〔平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界〕

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族(かぞく)その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章(くんしょう)その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

〔公務員の選定罷免(ひめん)権、公務員の本質、普通選挙の保障及び投票秘密の保障〕

第十五条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

〔請願権〕

第十六条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

〔公務員の不法行為による損害の賠償(ばいしょう)〕

第十七条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求むることができる。

〔奴隷(どれい)的拘束(こうそく)及び苦役の禁止〕

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因(よ)る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

〔思想及び良心の自由〕

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

〔信教の自由〕

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

〔集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護〕

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

〔居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由〕

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

〔学問の自由〕

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

〔家族関係における個人の尊厳と両性の平等〕

第二十四条 婚姻(こんいん)は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

〔生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務〕

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

〔教育を受ける権利と受けさせる義務〕

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

〔勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使(こくし)の禁止〕

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

〔勤労者の団結権及び団体行動権〕

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

〔財産権〕

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

〔納税の義務〕

第三十条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

〔生命及び自由の保障と科刑の制約〕

第三十一条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

〔裁判を受ける権利〕

第三十二条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

〔逮捕の制約〕

第三十三条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

〔抑留(よくりゅう)及び拘禁(こうきん)の制約〕

第三十四条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

〔侵入、搜索及び押収(おうしゅう)の制約〕

第三十五条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

〔拷問(ごうもん)及び残虐(ざんぎやく)な刑罰の禁止〕

第三十六条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

〔刑事被告人の権利〕

第三十七条 すべての刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を十分に与へられ、又、公費で自己のために強制的な手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

〔自白強要の禁止と自白の証拠能力の限界〕

第三十八条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

〔遯及(そきゅう)処罰、二重処罰等の禁止〕

第三十九条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

〔刑事補償〕

第四十条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、国にその補償を求めることができる。

#### 第四章 国会

〔国会の地位〕

第四十一条 国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である。

〔二院制〕

第四十二条 国会は、衆議院及び参議院の両議院でこれを構成する。

〔両議院の組織〕

第四十三条 両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する。

2 両議院の議員の定数は、法律でこれを定める。

〔議員及び選挙人の資格〕

第四十四条 両議院の議員及びその選挙人の資格は、法律でこれを定める。但し、人種、信条、性別、社会的身分、門地、教育、財産又は収入によつて差別してはならない。

〔衆議院議員の任期〕

第四十五条 衆議院議員の任期は、四年とする。但し、衆議院解散の場合には、その期間満了前に終了する。

〔参議院議員の任期〕

第四十六条 参議院議員の任期は、六年とし、三年ごとに議員の半数を改選する。

〔議員の選挙〕

第四十七条 選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は、法律でこれを定める。

〔両議院議員相互兼職の禁止〕

第四十八条 何人も、同時に両議院の議員たることはできない。

〔議員の歳費(さいひ)〕

第四十九条 両議院の議員は、法律の定めるところにより、国庫から相当額の歳費を受ける。

〔議員の不逮捕特権〕

第五十条 両議院の議員は、法律の定める場合を除いては、国会の会期中逮捕されず、会期前に逮捕された議員は、その議院の要求があれば、会期中これを釈放しなければならない。

〔議員の発言表決の無答責〕

第五十一条 両議院の議員は、議院で行つた演説、討論又は表決について、院外で責任を問はれない。

〔常会〕

第五十二条 国会の常会は、毎年一回これを召集する。

〔臨時会〕

第五十三条 内閣は、国会の臨時会の召集を決定することができる。いずれかの議院の総議員の四分の一以上の要求があれば、内閣は、その召集を決定しなければならない。

〔総選挙、特別会及び緊急集会〕

第五十四条 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選

挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後十日以内に、衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

〔資格争訟〕

第五十五条 両議院は、各々その議員の資格に関する争訟を裁判する。但し、議員の議席を失はせるには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔議事の定足数と過半数議決〕

第五十六条 両議院は、各々その総議員の三分の一以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 両議院の議事は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

〔会議の公開と会議録〕

第五十七条 両議院の会議は、公開とする。但し、出席議員の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会を開くことができる。

2 両議院は、各々その会議の記録を保存し、秘密会の記録の中で特に秘密を要すると認められるもの以外は、これを公表し、且つ一般に頒布(はんぷ)しなければならない。

3 出席議員の五分之一以上の要求があれば、各議員の表決は、これを会議録に記載しなければならない。

〔役員を選任及び議院の自律権〕

第五十八条 両議院は、各々その議長その他の役員を選任する。

2 両議院は、各々その会議その他の手続及び内部の規律に関する規則を定め、又、院内の秩序をみだした議員を懲罰することができる。但し、議員を除名するには、出席議員の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

〔法律の成立〕

第五十九条 法律案は、この憲法に特別の定のある場合を除いては、両議院で可決したとき法律となる。

2 衆議院で可決し、参議院でこれと異なつた議決をした法律案は、衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決したときは、法律となる。

3 前項の規定は、法律の定めるところにより、衆議院が、両議院の協議会を開くことを求めることを妨げない。

4 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて六十日以内に、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。

〔衆議院の予算先議権及び予算の議決〕

第六十条 予算は、さきに衆議院に提出しなければならない。

2 予算について、参議院で衆議院と異なつた議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は参議院が、衆議院の可決した予算を受け取つた後、国会休会中の期間を除いて三十日以内に、議決しないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔条約締結の承認〕

第六十一条 条約の締結に必要な国会の承認については、前条第二項の規定を準用する。

〔議院の国政調査権〕

第六十二条 両議院は、各々国政に関する調査を行ひ、これに関して、証人の出頭及び証言並びに記録の提出を要求することができる。

〔国務大臣の出席〕

第六十三条 内閣総理大臣その他の国務大臣は、両議院の一に議席を有すると有しないにもかかわらず、何時でも議案について発言するため議院に出席することができる。又、答弁又は説明のため出席を求められたときは、出席しなければならない。

〔弾劾(だんがい)裁判所〕

第六十四条 国会は、罷免(ひめん)の訴追を受けた裁判官を裁判するため、両議院の議員で組織する弾劾裁判所を設ける。

2 弾劾に関する事項は、法律でこれを定める。

## 第五章 内閣

〔行政権の帰属〕

第六十五条 行政権は、内閣に属する。

〔内閣の組織と責任〕

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の国務大臣でこれを組織する。

2 内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。

3 内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

〔内閣総理大臣の指名〕

第六十七条 内閣総理大臣は、国会議員の中から国会の議決で、これを指名する。この指名は、他のすべての案件に先だつて、これを行ふ。

2 衆議院と参議院とが異なつた指名の議決をした場合に、法律の定めるところにより、両議院の協議会を開いても意見が一致しないとき、又は衆議院が指名の議決をした後、国会休会中の期間を除いて十日以内に、参議院が、指名の議決をしないときは、衆議院の議決を国会の議決とする。

〔国務大臣の任免〕

第六十八条 内閣総理大臣は、国務大臣を任命する。但し、その過半数は、国会議員の中

から選ばれなければならない。

2 内閣総理大臣は、任意に国務大臣を罷免することができる。

〔不信任決議と解散又は総辞職〕

第六十九条 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。

〔内閣総理大臣の欠缺(けんけつ)又は総選挙施行による総辞職〕

第七十条 内閣総理大臣が欠けたとき、又は衆議院議員総選挙の後に初めて国会の召集があつたときは、内閣は、総辞職をしなければならない。

〔総辞職後の職務続行〕

第七十一条 前二条の場合には、内閣は、あらたに内閣総理大臣が任命されるまで引き続きその職務を行ふ。

〔内閣総理大臣の職務権限〕

第七十二条 内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般国務及び外交関係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。

〔内閣の職務権限〕

第七十三条 内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。

- 一 法律を誠実に執行し、国務を総理すること。
- 二 外交関係を処理すること。
- 三 条約を締結(ていけつ)すること。但し、事前に、時宜(じぎ)によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。
- 四 法律の定める基準に従ひ、官吏に関する事務を掌理(しょうり)すること。
- 五 予算を作成して国会に提出すること。
- 六 この憲法及び法律の規定を実施するために、政令を制定すること。但し、政令には、特にその法律の委任がある場合を除いては、罰則を設けることができない。
- 七 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。

〔法律及び政令への署名と連署〕

第七十四条 法律及び政令には、すべて主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とする。

〔国務大臣訴追の制約〕

第七十五条 国務大臣は、その在任中、内閣総理大臣の同意がなければ、訴追されない。但し、これがため、訴追の権利は、害されない。

## 第六章 司法

〔司法権の機関と裁判官の職務上の独立〕

第七十六条 すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。

2 特別裁判所は、これを設置することができない。行政機関は、終審として裁判を行ふことができない。

3 すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。

〔最高裁判所の規則制定権〕

第七十七条 最高裁判所は、訴訟に関する手続、弁護士、裁判所の内部規律及び司法事務処理に関する事項について、規則を定める権限を有する。

2 検察官は、最高裁判所の定める規則に従はなければならない。

3 最高裁判所は、下級裁判所に関する規則を定める権限を、下級裁判所に委任することができる。

〔裁判官の身分の保障〕

第七十八条 裁判官は、裁判により、心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、公の弾劾によらなければ罷免されない。裁判官の懲戒処分は、行政機関がこれを行ふことはできない。

〔最高裁判所の構成及び裁判官任命の国民審査〕

第七十九条 最高裁判所は、その長たる裁判官及び法律の定める員数のその他の裁判官でこれを構成し、その長たる裁判官以外の裁判官は、内閣でこれを任命する。

2 最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後十年を経過した後初めて行はれる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする。

3 前項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は、罷免される。

4 審査に関する事項は、法律でこれを定める。

5 最高裁判所の裁判官は、法律の定める年齢に達した時に退官する。

6 最高裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬(ほうしゅう)を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔下級裁判所の裁判官〕

第八十条 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。

2 下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。

〔最高裁判所の法令審査権〕

第八十一条 最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。

〔対審及び判決の公開〕

第八十二条 裁判の対審及び判決は、公開法廷で行ふ。

2 裁判所が、裁判官の全員一致で、公の秩序又は善良の風俗を害する虞(おそれ)があると決した場合には、対審は、公開しないでこれを行ふことができる。但し、政治犯罪、出版に関する犯罪又はこの憲法第三章で保障する国民の権利が問題となつてゐる事件の対審は、常にこれを公開しなければならない。

## 第七章 財政

### 〔財政処理の要件〕

第八十三条 国の財政を処理する権限は、国会の議決に基いて、これを行使しなければならない。

### 〔課税の要件〕

第八十四条 あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

### 〔国費支出及び債務負担の要件〕

第八十五条 国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

### 〔予算の作成〕

第八十六条 内閣は、毎会計年度の予算を作成し、国会に提出して、その審議を受け議決を経なければならない。

### 〔予備費〕

第八十七条 予見し難い予算の不足に充てるため、国会の議決に基いて予備費を設け、内閣の責任でこれを支出することができる。

2 すべて予備費の支出については、内閣は、事後に国会の承諾を得なければならない。

### 〔皇室財産及び皇室費用〕

第八十八条 すべて皇室財産は、国に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。

### 〔公の財産の用途制限〕

第八十九条 公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

### 〔会計検査〕

第九十条 国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない。

2 会計検査院の組織及び権限は、法律でこれを定める。

### 〔財政状況の報告〕

第九十一条 内閣は、国会及び国民に対し、定期に、少くとも毎年一回、国の財政状況に

ついて報告しなければならない。

## 第八章 地方自治

〔地方自治の本旨の確保〕

第九十二条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕

第九十三条 地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2 地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員(りいん)は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

〔地方公共団体の権能〕

第九十四条 地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

〔一の地方公共団体のみ適用される特別法〕

第九十五条 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

## 第九章 改正

〔憲法改正の発議、国民投票及び公布〕

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行はれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

2 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 第十章 最高法規

〔基本的人権の由来特質〕

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多(いくた)の試練(しれん)に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

〔憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守(じゅんしゅ)〕

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要

とする。

〔憲法尊重擁護の義務〕

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## 第十一章 補則

〔施行期日と施行前の準備行為〕

第百条 この憲法は、公布の日から起算して六箇月を経過した日から、これを施行する。

2 この憲法を施行するために必要な法律の制定、参議院議員の選挙及び国会召集の手續並びにこの憲法を施行するために必要な準備手續は、前項の期日より前に、これを行ふことができる。

〔参議院成立前の国会〕

第百一条 この憲法施行の際、参議院がまだ成立してゐないときは、その成立するまでの間、衆議院は、国会としての権限を行ふ。

〔参議院議員の任期の経過的特例〕

第百二条 この憲法による第一期の参議院議員のうち、その半数の者の任期は、これを三年とする。その議員は、法律の定めるところにより、これを定める。

〔公務員の地位に関する経過規定〕

第百三条 この憲法施行の際現に在職する国務大臣、衆議院議員及び裁判官並びにその他の公務員で、その地位に相応する地位がこの憲法で認められてゐる者は、法律で特別の定をした場合を除いては、この憲法施行のため、当然にはその地位を失ふことはない。但し、この憲法によつて、後任者が選挙又は任命されたときは、当然その地位を失ふ。

# サンフランシスコ 平和条約



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 24.38KB)



プレビュー ダウンロード 全画面モード

(教科書名入る) p.166

サンフランシスコ平和条約

YSHD000500

## 日本国との平和条約

連合国及び日本国は、両者の関係が、今後、共通の福祉を増進し且(か)つ国際の平和及び安全を維持するために主権を有する対等のものとして友好的な連携の下に協力する国家の間の関係でなければならないことを決意し、よって、両者の間の戦争状態の存在の結果として今なお未決である問題を解決する平和条約を締結(ていけつ)することを希望するので、

日本国としては、国際連合への加盟を申請し且つあらゆる場合に国際連合憲章(けんしよう)の原則を遵守(じゅんしゅ)し、世界人権宣言の目的を実現するために努力し、国際連合憲章第五十五条及び第五十六条に定められ且つ既(すで)に降伏後の日本国の法制によって作られはじめた安定及び福祉の条件を日本国内に創造するために努力し、並びに公私の貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思を宣言するので、

連合国は、前項に掲げた日本国の意思を歓迎するので、

よって、連合国及び日本国は、この平和条約を締結することに決定し、これに応じて下名の全権委員を任命した。これらの全権委員は、その全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の規定を協定した。

## 第一章 平和

### 第一条

(a) 日本国と各連合国との間の戦争状態は、第二十三条の定めるところによりこの条約が日本国と当該(とうがい)連合国との間に効力を生ずる日に終了する。

(b) 連合国は、日本国及びその領水(りょうすい)に対する日本国民の完全な主権を承認(しょうにん)する。

## 第二章 領域

### 第二条

(a) 日本国は、朝鮮の独立を承認して、濟州(さいしゅう)島、巨文(きよぶん)島及び鬱陵(うつりょう)島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(b) 日本国は、台湾及び澎湖(ほうこ)諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(c) 日本国は、千島列島並びに日本国が千九百五年九月五日のポーツマス条約の結果として主権を獲得(かくとく)した樺太の一部及びこれに近接する諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

(d) 日本国は、国際連盟の委任統治制度に関連するすべての権利、権原及び請求権を放

棄し、且つ、以前に日本国の委任統治の下にあった太平洋の諸島に信託統治制度を及ぼす千九百四十七年四月二日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾(じゅだく)する。

(e) 日本国は、日本国民の活動に由来するか又は他に由来するかを問わず、南極地域のいずれの部分に対する権利若(も)しくは権原又はいずれの部分に関する利益についても、すべての請求権を放棄する。

(f) 日本国は、新南(しんなん)群島及び西沙(せいさ)群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

### 第三条

日本国は、北緯二十九度以南の南西諸島(琉球(りゅうきゅう)諸島及び大東(だいとう)諸島を含む。)、孀婦岩(そうふがん)の南の南方諸島(小笠原(おがさわら)群島、西之島(にし)のしま)及び火山列島を含む。)並びに沖(おき)の鳥(とり)島及び南鳥(みなみとり)島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する。このような提案が行われ且つ可決されるまで、合衆国は、領水を含むこれらの諸島の領域及び住民に対して、行政、立法及び司法上の権力の全部及び一部を行使する権利を有するものとする。

### 第四条

(a) この条の(b)の規定を留保して、日本国及びその国民の財産で第二条に掲げる地域にあるもの並びに日本国及びその国民の請求権(債権を含む。)で現にこれらの地域の施政を行っている当局及びその住民(法人を含む。)に対するものの処理並びに日本国におけるこれらの当局及び住民の財産並びに日本国及びその国民に対するこれらの当局及び住民の請求権(債権を含む。)の処理は、日本国とこれらの当局との間の特別取極(とりきめ)の主題とする。第二条に掲げる地域にある連合国又はその国民の財産は、まだ返還されていない限り、施政を行っている当局が現状で返還しなければならない。(国民という語は、この条約で用いるときはいつでも、法人を含む。)

(b) 日本国は、第二条及び第三条に掲げる地域のいずれかにある合衆国軍政府により、又はその指令に従って行われた日本国及びその国民の財産の処理の効力を承認する。

(c) 日本国とこの条約に従って日本国の支配から除かれる領域とを結ぶ日本所有の海底電線は、二等分され、日本国は、日本の終点施設及びこれに連なる電線の半分を保有し、分離される領域は、残りの電線及びその終点施設を保有する。

## 第三章 安全

### 第五条

(a) 日本国は、国際連合憲章第二条に掲げる義務、特に次の義務を受諾する。

(i) その国際紛争を、平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決すること。

(ii) その国際関係において、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使は、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むこと。

(iii) 国際連合が憲章に従ってとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと。

(b) 連合国は、日本国との関係において国際連合憲章第二条の原則を指針とすべきことを確認する。

(c) 連合国としては、日本国が主権国として国際連合憲章第五十一条に掲げる個別的又は集団的自衛の固有の権利を有すること及び日本国が集団的安全保障取極を自発的に締結することができることを承認する。

#### 第六条

(a) 連合国のすべての占領軍は、この条約の効力発生の後なるべくすみやかに、且つ、いかなる場合にもその後九十日以内に、日本国から撤退しなければならない。但(ただ)し、この規定は、一又は二以上の連合国を一方とし、日本国を他方として双方の間に締結された若しくは締結される二国間若しくは多数国間の協定に基く、又はその結果としての外国軍隊の日本国の領域における駐(ちゅう)とん又は駐留(ちゅうりゅう)を妨げるものではない。

(b) 日本国軍隊の各自の家庭への復帰に関する千九百四十五年七月二十六日のポツダム宣言の第九項の規定は、まだその実施が完了されていない限り、実行されるものとする。

(c) まだ代価が支払われていないすべての日本財産で、占領軍の使用に供され、且つ、この条約の効力発生の際に占領軍が占有しているものは、相互の合意によって別段の取極が行われない限り、前期の九十日以内に日本国政府に返還しなければならない。

#### 第四章 政治及び経済条項

#### 第七条

(a) 各連合国は、自国と日本国との間にこの条約が効力を生じた後一年以内に、日本国との戦前のいずれの二国間の条約又は協約を引き続いて有効とし又は復活させることを希望するかを日本国に通告するものとする。こうして通告された条約又は協約は、この条約に適合することを確保するための必要な修正を受けるだけで、引き続いて有効とされ、又は復活される。こうして通告された条約及び協約は、通告の日の後三箇(か)月で、引き続いて有効なもののみなされ、又は復活され、且つ、国際連合事務局に登録されなければならない。

らない。日本国にこうして通告されないすべての条約及び協約は、廃棄されたものとみなす。

(b) この条の(a)に基づいて行う通告においては、条約又は協約の実施又は復活に関し、国際関係について通告国が責任をもつ地域を除外することができる。この除外は、除外の適用を終止することが日本国の通告される日の三箇月後まで行われるものとする。

#### 第八条

(a) 日本国は、連合国が千九百三十九年九月一日に開始された戦争状態を終了するために現に締結し又は今後締結するすべての条約及び連合国が平和の回復のため又はこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する。日本国は、また、従前の国際連盟及び常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極を受諾する。

(b) 日本国は、千九百十九年九月十日のサン・ジェルマン=アン=レイの諸条約及び千九百三十六年七月二十日のモントルーの海峡条約の署名国であることに由来し、並びに千九百二十三年七月二十四日にローザンヌで署名されたトルコとの平和条約の第十六条に由来するすべての権利及び利益を放棄する。

(c) 日本国は、千九百三十年一月二十日のドイツと債権国との間の協定及び千九百三十年五月十七日の信託協定を含むその附属書並びに千九百三十年一月二十日の国際決済銀行に関する条約及び国際決済銀行の定款に基づいて得たすべての権利、権原及び利益を放棄し、且つ、それらから生ずるすべての義務を免かれる。日本国は、この条約の最初の効力発生の後六箇月以内に、この項に掲げる権利、権原及び利益の放棄をパリの外務省に通告するものとする。

#### 第九条

日本国は、公海における漁獵の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。

#### 第十条

日本国は、千九百一年九月七日に北京(ペキン)で署名された最終議定書並びにこれを補足するすべての附属書、書簡及び文書の規定から生ずるすべての利得及び特権を含む中国におけるすべての特殊の権利及び利益を放棄し、且つ、前期の議定書、附属書、書簡及び文書を日本国に関して廃棄することに同意する。

#### 第十一条

日本国は、極東国際軍事裁判所並びに日本国内及び国外の他の連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾し、且つ、日本国で拘禁(こうきん)されている日本国民にこれらの法廷が課した

刑を執行するものとする。これらの拘禁されている物を赦免(しゃめん)し、減刑し、及び仮出獄させる権限は、各事件について刑を課した一又は二以上の政府の決定及び日本国の勧告に基く場合の外(ほか)、行使することができない。極東国際軍事裁判所が刑を宣告した者については、この権限は、裁判所に代表者を出した政府の過半数の決定及び日本国の勧告に基く場合の外、行使することができない。

## 第十二条

(a) 日本国は、各連合国と、貿易、海運その他の通商の関係を安定した且つ友好的な基礎の上におくために、条約又は協定を締結するための交渉をすみやかに開始する用意があることを宣言する。

(b) 該当する条約又は協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の後四年間、

(1) 各連合国並びにその国民、産品及び船舶に次の待遇を与える。

(i) 貨物の輸出入に対する、又はこれに関連する関税、課金、制限その他の規制に関する最恵国待遇

(ii) 海運、航海及び輸入貨物に関する内国民待遇並びに自然人、法人及びその利益に関する内国民待遇。この待遇は、税金の賦課(ふか)及び徴収、裁判を受けること、契約の締結及び履行(りこう)、財産権(有体財産及び無体財産に関するもの)、日本国の法律に基いて組織された法人への参加並びに一般にあらゆる種類の事業活動及び職業活動の遂行に関するすべての事項を含むものとする。

(2) 日本国の国営商企業の国外における売買が商業的考慮にのみ基くことを確保する。

(c) もっとも、いずれの事項に関しても、日本国は、連合国が当該事項についてそれぞれ内国民待遇又は最恵国待遇を日本国に与える限定においてのみ、当該連合国に内国民待遇又は最恵国待遇を与える義務を負うものとする。前段に定める相互主義は、連合国の非本土地域の産品、船舶、法人及びそこに住所を有する人の場合並びに連邦政府をもつ連合国の邦又は州の法人及びそこに住所を有する人の場合には、その地域、邦又は州において日本国に与えられる待遇に照らして決定される。

(d) この条の適用上、差別的措置であつて、それを適用する当事国の通商条約に通常規定されている例外に基くもの、その当事国の対外的財政状態若しくは国際収支を保護する必要に基くもの(海運及び航海に関するものを除く。)又は重大な安全上の利益を維持する必要に基くものは、事態に相応しており、且つ、ほしいままな又は不合理な方法で適用されない限り、それぞれ内国民待遇又は最恵国待遇の許与を害するものと認めてはならない。

(e) この条に基く日本国の義務は、この条約の第十四条に基く連合国の権利の行使によって影響されるものではない。また、この条の規定は、この条約の第十五条によって日本国が引き受ける約束を制限するものと了解してはならない。

## 第十三条

(a) 日本国は、国際民間航空運送に関する二国間又は多数国間の協定を締結するため、一又は二以上の連合国の要請があったときはすみやかに、当該連合国と交渉を開始するものとする。

(b) 一又は二以上の前期の協定が締結されるまで、日本国は、この条約の最初の効力発生の時から四年間、この効力発生の日にいずれかの連合国が行使しているところよりも不利でない航空交通の権利及び特権に関する待遇を当該連合国に与え、且つ、航空業務の運営及び発達に関する完全な機会均等を与えるものとする。

(c) 日本国は、国際民間航空条約第九十三条に従って同条約の当事国となるまで、航空機の国際航空に適用すべきこの条約の規定を実施し、且つ、同条約の条項に従って同条約の附属書として採択された標準、方式及び手続を実施するものとする。

## 第五章 請求権及び財産

## 第十四条

(a) 日本国は、戦争中に生じさせた損害及び苦痛に対して、連合国に賠償を支払うべきことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとするれば、日本国の資源は、日本国がすべての前記の損害及び苦痛に対して完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でないことが承認される。

よって、

1 日本国は、現在の領域が日本国軍隊によって占領され、且つ、日本国によって損害を与えられた連合国が希望するときは、生産、沈船引揚げその他の作業における日本人の役務を当該連合国の利用に供することによって、与えた損害を修復する費用をこれらの国に補償することに資するために、当該連合国とすみやかに交渉を開始するものとする。その取極は、他の連合国に追加負担を課することを避けなければならない。また、原材料からの製造が必要とされる場合には、外国為替上の負担を日本国に課さないために、原材料は、当該連合国が供給しなければならない。

2 (I) 次の(II)の規定を留保して、各連合国は、次に掲げるもののすべての財産、権利及び利益でこの条約の最初の効力発生の時にその管轄の下にあるものを差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利を有する。

(a) 日本国及び日本国民

(b) 日本国又は日本国民の代理者又は代行者

並びに

(c) 日本国又は日本国民が所有し、又は支配した団体

この(I)に明記する財産、権利及び利益は、現に、封鎖され、若しくは所属を変じており、又は連合国の敵産管理当局の占有若しくは管理に係るもので、これらの資産が当該

当局の管理の下におかれた時に前記の（a）、（b）又は（c）に掲げるいずれかの人又は団体に属し、又はこれらのために保有され、若しくは管理されていたものを含む。

（Ⅱ）次のものは、前記の（Ⅰ）に明記する権利から除く。

（i）日本国が占領した領域以外の連合国の一国の領域に当該政府の許可を得て戦争中に居住した日本の自然人の財産。但し、戦争中に制限を課され、且つ、この条約の最初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。

（ii）日本国政府が所有し、且つ、外交目的又は領事目的に使用されたすべての不動産、家具及び備品並びに日本国の外交職員又は領事職員が所有したすべての個人の家具及び用具類その他の投資的性質をもたない私有財産で外交機能又は領事機能の遂行に通常必要であったもの

（iii）宗教団体又は私的慈善団体に属し、且つ、もっぱら宗教又は慈善の目的に使用した財産

（iv）関係国と日本国との間における千九百四十五年九月二日後の貿易及び金融の関係の再開の結果として日本国の管轄内にはいった財産、権利及び利益。但し、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。

（v）日本国若しくは日本国民の債務、日本国に所在する有体財産に関する権利、権原若しくは利益、日本国の法律に基いて組織された企業に関する利益又はこれらについての証書。但し、この例外は、日本国の通貨で表示された日本国及びその国民の債務にのみ適用する。

（Ⅲ）前記の例外から（i）から（v）までに掲げる財産は、その保存及び管理のために要した合理的な費用が支払われることを条件として、返還しなければならない。これらの財産が清算されているときは、代わりに売得金を返還しなければならない。

（Ⅳ）前記の（Ⅰ）に規定する日本財産を差し押え、留置し、清算し、その他何らかの方法で処分する権利は、当該連合国の法律に従って行使され、所有者は、これらの法律によって与えられる権利のみを有する。

（Ⅴ）連合国は、日本の商標並びに文学的及び美術的著作権を各国の一般的事情が許す限り日本国に有利に取り扱うことに同意する。

（b）この条約に別段の定がある場合を除き、連合国は、連合国のすべての賠償請求権、戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた連合国及びその国民の他の請求権並びに占領の直接軍事費に関する連合国の請求権を放棄する。

## 第十五条

（a）この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後九箇月以内に申請があったときは、日本国は、申請の日から六箇月以内に、日本国にある各連合国及びその国民の有体財産及び無体財産並びに種類のいかんを問わずすべての権利又は利益で、千九百四十一年十二月七日から千九百四十五年九月二日までの間のいずれかの時に日本国内にあったも

のを返還する。但し、所有者が強迫又は詐欺によることなく自由にこれらを処分した場合は、この限りではない。この財産は、戦争があったために課せられたすべての負担及び課金を免除して、その返還のための課金を課さずに返還しなければならない。所有者により若しくは所有者のために又は所有者の政府により所定の期間内に返還が申請されない財産は、日本国政府がその定めるところに従って処分することができる。この財産が千九百四十一年十二月七日に日本国に所在し、且つ、返還することができず、又は戦争の結果として損傷若しくは損害を受けている場合には、日本国内閣が千九百五十一年七月十三日に決定した連合財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で補償される。

(b) 戦争中に侵害された工業所有権については、日本国は、千九百四十九年九月一日施行の政令第三百九号、千九百五十年一月二十八日施行の政令第十二号及び千九百五十年二月一日施行の政令第九号（いずれも改正された現行のものとする。）によりこれまで与えられたところよりも不利でない利益を引き続いて連合国及びその国民に与えるものとする。但し、前記の国民がこれらの政令に定められた期限までにこの利益の許与を申請した場合に限る。

(c)

(i) 日本国は、公にされ及び公にされなかった連合国及びその国民の著作物に関して千九百四十一年十二月六日に日本国に存在した文学的及び美術的著作権がその日以後引き続いて効力を有することを認め、且つ、その日に日本国が当事国であった条約又は協定が戦争の発生の時又はその時以後日本国又は当該連合国の国内法によって廃棄され又は停止されたかどうかを問わず、これらの条約及び協定の実施によりその日以後日本国において生じ、又は戦争がなかったならば生ずるはずであった権利を承認する。

(ii) 権利者による申請を必要とすることなく、且つ、いかなる手数料の支払又は他のいかなる手続もすることなく、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、これらの権利の通常期間から除算し、また、日本国において翻訳権を取得するために文学的著作物が日本語に翻訳されるべき期間からは、六箇月の期間を追加して除算しなければならない。

## 第十六条

日本国の捕虜であった間に不当な苦難を被った連合国軍隊の構成員に償いをする願望の表現として、日本国は、戦争中中立であった国にある又は連合国のいずれかと戦争していた国にある日本国及びその国民の資産又は、日本国が選択するときは、これらの資産と等価のものを赤十字国際委員会に引き渡すものとし、同委員会は、これらの資産を清算し、且つ、その結果生ずる資金を、同委員会が衡平(こうへい)であると決定する基礎において、捕虜であった者及びその家族のために、適当な国内機関に対して分配しなければならない。この条約の第十四条(a)2(II)の(ii)から(v)までに掲げる種類の資産は、条約の最初の効力発生の際に日本国に居住しない日本の自然人の資産とともに、引渡しから除

外する。またこの条の引渡規定は、日本国の金融機関が現に所有する一万九千七百七十株の国際決済銀行の株式には適用がないものと了解する。

#### 第十七条

(a) いずれかの連合国の要請があったときは、日本国政府は、当該連合国の国民の所有権に関係のある事件に関する日本国の捕獲審検所(ほかくしんけんしょ)の決定又は命令を国際法に従い再審査して修正し、且つ、行われた決定及び発せられた命令を含めて、これらの事件の記録を構成するすべての文書の写を提供しなければならない。この再審査又は修正の結果、返還すべきことが明らかになった場合には、第十五条の規定を当該財産に適用する。

(b) 日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について十分な陳述ができなかった訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行った裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内にいつでも適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公平且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。

#### 第十八条

(a) 戦争状態の介在は、戦争状態の存在前に存在した債務及び契約(債券に関するものを含む。)並びに戦争状態の存在前に取得された権利から生ずる金銭債務で、日本国の政府若しくは国民が連合国の一国の政府若しくは国民に対して、又は連合国の一国の政府若しくは国民が日本国の政府若しくは国民に対して負っているものを支払う義務に影響を及ぼさなかったものと認める。戦争状態の介在は、また、戦争状態の存在前に財産の滅失若しくは損害又は身体損害若しくは死亡に関して生じた請求権で、連合国の一国の政府が日本国政府に対して、又は日本国政府が連合国政府のいずれかに対して提起し又は再提起するものの当否を審議する義務に影響を及ぼすものとみなしてはならない。この項の規定は第十四条によって与えられる権利を害するものではない。

(b) 日本国は、日本国の戦前の対外債務に関する責任と日本国が責任を負うと後に宣言された団体の債務に関する責任とを確認する。また、日本国は、これらの債務の支払再開に関して債権者とすみやかに交渉を開始し、他の戦前の請求権及び債務に関する交渉を促進し、且つ、これに応じて金額の支払を容易にする意図を表明する。

#### 第十九条

(a) 日本国は、戦争から生じ、又は戦争状態が存在したためにとられた行動から生じた

連合国及びその国民に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄し、且つ、この条約の効力発生の前に日本国領域におけるいずれかの連合国の軍隊又は当局の存在、職務遂行又は行動から生じたすべての請求権を放棄する。

(b) 前記の放棄には、千九百三十九年九月一日からこの条約の効力発生までの間に日本国の船舶に関していずれかの連合国がとった行動から生じた請求権並びに連合国の手中にある日本人捕虜及び被拘留者に関して生じた請求権及び債権が含まれる。但し、千九百四十五年九月二日以後いずれかの連合国が制定した法律で特に認められた日本人の請求権を含まない。

(c) 相互放棄を条件として、日本国政府は、また、政府間の請求権及び戦争中に受けた滅失又は損害に関する請求権を含むドイツ及びドイツ国民に対するすべての請求権（債権を含む。）を日本国政府及び日本国民のために放棄する。但し、(a) 千九百三十九年九月一日前に締結された契約及び取得された権利に関する請求権並びに (b) 千九百四十五年九月二日後に日本国とドイツとの間の貿易及び金融の関係から生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第十六条及び第二十条に従ってとられる行動を害するものではない。

(d) 日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基いて若しくはその結果として行われ、又は当時の日本国の法律によって許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

## 第二十条

日本国は、千九百四十五年のベルリン会議の議事の議定書に基いてドイツ財産を処分する権利を有する諸国が決定した又は決定する日本国にあるドイツ財産の処分を確実にするために、すべての必要な措置をとり、これらの財産の最終的処分が行なわれるまで、その保存及び管理について責任を負うものとする。

## 第二十一条

この条約の第二十五条の規定にかかわらず、中国は、第十条及び第十四条 (a) 2 の利益を受ける権利を有し、朝鮮は、この条約の第二条、第四条、第九条及び第十二条の利益を受ける権利を有する。

## 第六章 紛争の解決

### 第二十二条

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。日本

国及びまだ国際司法裁判所規程の当事国でない連合国は、それぞれがこの条約を批准する時に、且つ、千九百四十六年十月十五日の国際連合安全保障理事会の決議に従って、この条に掲げた性質をもつすべての紛争に関して一般的に同裁判所の管轄権を特別の合意なしに受諾する一般的宣言書を同裁判所書記に寄託するものとする。

## 第七章 最終条項

### 第二十三条

(a) この条約は、日本国を含めて、これに署名する国によって批准されなければならない。この条約は、批准書が日本国により、且つ、主たる占領国としてのアメリカ合衆国を含めて、次の諸国、すなわちオーストラリア、カナダ、セイロン、フランス、インドネシア、オランダ、ニュー・ジーランド、パキスタン、フィリピン、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国及びアメリカ合衆国の過半数により寄託された時に、その時に批准しているすべての国に関して効力を生ずる。この条約は、その後これを批准する各国に関しては、その批准書の寄託の日に効力を生ずる。

(b) この条約が日本国の批准書の寄託の日の後九箇月以内に効力を生じなかったときは、これを批准した国は、日本国の批准書の寄託の日の後三年以内に日本国政府及びアメリカ合衆国政府にその旨を通告して、自国と日本国との間にこの条約の効力を生じさせることができる。

### 第二十四条

すべての批准書は、アメリカ合衆国政府に寄託しなければならない。同政府は、この寄託、第二十三条(a)に基くこの条約の効力発生の日及びこの条約の第二十三条(b)に基いて行われる通告をすべての署名国に通告する。

### 第二十五条

この条約の適用上、連合国とは、日本国と戦争していた国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていたものをいう。但し、各場合に当該国がこの条約に署名し且つこれを批准したことを条件とする。第二十一条の規定を留保して、この条約は、ここに定義された連合国の一国でないいずれの国に対しても、いかなる権利、権原又は利益も与えるものではない。また、日本国のいかなる権利、権原又は利益も、この条約のいかなる規定によっても前記のとおり定義された連合国の一国でない国のために減損され、又は害されるものとみなしてはならない。

### 第二十六条

日本国は、千九百四十二年一月一日の連合国宣言に署名し若しくは加入しており且つ日

本国に対して戦争状態にある国又は以前に第二十三条に列記する国の領域の一部をなしていた国で、この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の最初の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼさなければならない。

#### 第二十七条

この条約は、アメリカ合衆国政府の記録に寄託する。同政府は、その認証謄本(とうほん)を各署名国に交付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語及びスペイン語により、並びに日本語により作成した。

(全権委員署名略)

## 日米相互協力 及び安全保障条約



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 4.15KB)



プレビュー ダウンロード 全画面モード

(教科書名入る) p.192

日米相互協力及び安全保障条約

YSHD000700

## 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護(ようご)することを希望し、

また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、

国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、

両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、

両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、

相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、

よつて、次のとおり協定する。

## 第一条

締約(ていやく)国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇(いかく)又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行(すいこう)されるように国際連合を強化することに努力する。

## 第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

## 第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

## 第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時(ずいじ)協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

## 第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置(そち)は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

#### 第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

#### 第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

#### 第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

#### 第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の際に効力を失う。

#### 第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたとき日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本

書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パーソンズ

## 日韓基本条約



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 2.4KB)



プレビュー ダウンロード 全画面モード

(教科書名入る) p.194

日韓基本条約

YSHD000800

## 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約

日本国及(およ)び大韓民国は、

両国民間の関係の歴史的背景と、善隣関係及び主権の相互尊重の原則に基づく両国間の関係の正常化に対する相互の希望とを考慮し、

両国の相互の福祉及び共通の利益の増進のため並びに国際の平和及び安全の維持のために、両国が国際連合憲章(けんしゅう)の原則に適合して緊密に協力することが重要であることを認め、

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約の関係規定及び千九百四十八年十二月十二日に国際連合総会で採択された決議第百九十五号(Ⅲ)を想起し、

この基本関係に関する条約を締結することに決定し、よつて、その全権委員として次のとおり任命した。

日本国

日本国外務大臣 椎名悦三郎  
高杉晋一

大韓民国

大韓民国外務部長官 李東元  
大韓民国特命全権大使 金東祚

これらの全権委員は、互いにその全権委任状を示し、それが良好妥当であると認められた後、次の諸条を協定した。

### 第一条

両締約(ていやく)国間に外交及び領事関係が開設される。両締約国は、大使の資格を有する外交使節(しせつ)を遅滞(ちたい)なく交換するものとする。また、両締約国は、両国政府により合意される場所に領事館を設置する。

### 第二条

千九百十年八月二十二日以前に大日本帝国と大韓帝国との間で締結されたすべての条約及び協定は、もはや無効であることが確認される。

### 第三条

大韓民国政府は、国際連合総会決議第百九十五号(Ⅲ)に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることが確認される。

### 第四条

(a) 両締約国は、相互の関係において、国際連合憲章の原則を指針とするものとする。

(b) 両締約国は、その相互の福祉及び共通の利益を増進するに当たつて、国際連合憲章の原則に適合して協力するものとする。

#### 第五条

両締約国は、その貿易、海運その他の通商の関係を安定した、かつ、友好的な基礎の上に置くために、条約又は協定を締結するための交渉(こうしょう)を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

#### 第六条

両締約国は、民間航空運送に関する協定を締結するための交渉を実行可能な限りすみやかに開始するものとする。

#### 第七条

この条約は、批准されなければならない。批准書は、できる限りすみやかにソウルで交換されるものとする。この条件は、批准書の交換の日に効力を生ずる。

以上の証拠として、それぞれの全権委員は、この条約に署名調印した。

千九百六十五年六月二十二日に東京で、ひとしく正文である日本語、韓国語及び英語により本書二通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国のために

権名悦三郎

高杉晋一

大韓民国のために

李東元

金東祚

# 日中共同声明



右下のダウンロード  
ボタンをクリックして、  
TXTファイルをダウン  
ロードしてください。

個別ダウンロード (テキストファイル / 3.57KB)



プレビュー   ダウンロード   全画面モード

(教科書名入る) p.194  
日中共同声明

YSHD000900

## 日本国政府と中華人民共和国政府の共同声明

日本国内閣総理大臣田中角栄は、中華人民共和国国務院総理周恩来の招きにより、1972年9月25日から9月30日まで、中華人民共和国を訪問した。田中総理大臣には大平正芳外務大臣、二階堂進内閣官房長官及(およ)びその他の政府職員が随行した。

毛沢東主席は9月27日に田中角栄総理大臣と会見した。双方は、真剣かつ友好的な話し合いを行なった。

田中総理大臣及び大平外務大臣と周恩来総理及び姫鵬飛外交部長は、日中両国間の国交正常化問題をはじめとする両国間の諸問題及び双方が関心を有するその他の諸問題について、終始、友好的な雰囲気の中で真剣かつ卒直(そっちよく)に意見を交換し、次の両政府の共同声明を発出することに合意した。

日中両国は、一衣帯水(いちいたいすい)の間にある隣国であり、長い伝統的友好の歴史を有する。両国国民は、両国間にこれまで存在していた不正常的な状態に終止符を打つことを切望している。戦争状態の終結と日中国交の正常化という両国国民の願望の実現は、両国関係の歴史に新たな一頁を開くこととなろう。

日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する。また、日本側は、中華人民共和国政府が提起した「復交三原則」を十分理解する立場に立って国交正常化の実現をはかるとの見解を再確認する。中国側は、これを歓迎するものである。

日中両国間には社会制度の相違があるにもかかわらず、両国は、平和友好関係を樹立すべきであり、また、樹立することが可能である。両国間の国交を正常化し、相互に善隣友好関係を発展させることは、両国国民の利益に合致するところであり、また、アジアにおける緊張緩和と世界の平和に貢献するものである。

- 1 日本国と中華人民共和国との間のこれまでの不正常的な状態は、この共同声明が発出される日に終了する。
- 2 日本国政府は、中華人民共和国政府が中国の唯一(ゆいいつ)の合法政府であることを承認する。
- 3 中華人民共和国政府は、台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する。日本国政府は、この中華人民共和国政府の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第八項に基づく立場を堅持する。
- 4 日本国政府及び中華人民共和国政府は、1972年9月29日から外交関係を樹立することを決定した。両政府は、国際法及び国際慣行に従い、それぞれの首都における他方の大使館の設置及びその任務遂行のために必要なすべての措置をとり、また、できるだけすみやかに大使を交換することを決定した。
- 5 中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償(ばい

しょう)の請求を放棄することを宣言する。

6 日本国政府及び中華人民共和国政府は、主権及び領土保全の相互尊重、相互不可侵(ふかしん)、内政に対する相互不干渉(ふかんしょう)、平等及び互惠(ごけい)並びに平和共存の諸原則の基礎の上に両国間の恒久(こうきゅう)的な平和友好関係を確立することに合意する。

両政府は、右の諸原則及び国際連合憲章の原則に基づき、日本国及び中国が、相互の関係において、すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇(いかく)に訴えないことを確認する。

7 日中両国間の国交正常化は、第三国に対するものではない。両国のいずれも、アジア・太平洋地域において覇権を求めべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団による試(こころ)みにも反対する。

8 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の平和友好関係を強固にし、発展させるため、平和友好条約の締結を目的として、交渉(こうしょう)を行なうことに合意した。

9 日本国政府及び中華人民共和国政府は、両国間の関係を一層発展させ、人的往来を拡大するため、必要に応じ、また、既存の民間取決めをも考慮しつつ、貿易、海運、航空、漁業等の事項に関する協定の締結を目的として、交渉を行なうことに合意した。

1972年9月29日に北京で

日本国内閣総理大臣 田中角栄(署名)

日本国外務大臣 大平正芳(署名)

中華人民共和国国務院総理 周恩来(署名)

中華人民共和国外交部長 姬鵬飛(署名)

NHK for School

核兵器



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.201

核兵器

YSHE002200  
提供元: NHK for School

# NHK for School

## 石油危機 (オイルショック)



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.207

石油危機 (オイルショック)

YSHE002300

提供元: NHK for School

# NHK for School

## EUが発足した理由



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.219  
EUが発足した理由

YSHE002400  
提供元：NHK for School

# NHK for School

## 自衛隊の国際貢献



この資料は上の画像をクリックして遷移先の外部サイトで参照してください

(教科書名入る) p.228  
自衛隊の国際貢献

YSHE002500  
提供元：NHK for School



用語解説

スピードチェック

比較年表

歴史資料

歴史総合 近代から現代へ  
テーマごとに探す

第Ⅰ部

第Ⅱ部

第Ⅲ部

## 第Ⅰ部

## 近代化と私たち

## 第1章 結びつく世界

## 1 アジア諸地域の繁栄と日本

用語解説

スピードチェック

比較年表

歴史資料

## 2 ヨーロッパ人の海外進出とヨーロッパにおける主権国家体制の形成

用語解説

スピードチェック

比較年表

歴史資料

## 第2章 近代ヨーロッパ・アメリカ世界の成立

## 1 アメリカ独立革命とフランス革命

用語解説

スピードチェック

比較年表

歴史資料

## 利用規約

本サイトのコンテンツは、教科書または副教材の参考教材として **会社名掲載** (以下当社という) が用意したものです。学校内での授業や自宅学習などの用途以外での利用はご遠慮ください。

### 著作権について

本サイトおよびリンク先のサイトに掲載されているコンテンツ (文章、写真、図表、画像、音声、映像など) の著作権および著作権者人格権は、当社または各コンテンツの権利者に帰属しています。これらのコンテンツの複製、改変、公衆送信 (送信可能化を含む。)、上映、頒布 (譲渡・貸与)、翻案、翻訳などは、著作権法で認められる場合を除き、当社および各コンテンツの権利者から事前の許諾を得ることなく行うことはできません。また、(許可のない) 本サイトへのリンクについてはご遠慮ください。

### 免責事項

当社は、本サイトの内容に関して、その正確性、および利用者のいかなる利用目的への適合性・妥当性について保証するものではありません。また、当社および他の著作権・制作者は、本サイトに関し、利用者に生じた、損害、損失、請求その他の責任についても一切責任を負いません。

### その他

本サイトは、事前に通知することなく、本サービスの内容を変更または終了することがあります。本サイトにおいて外部サイトへのリンクを掲載することがありますが、当社はリンク先の外部サイトの内容等には責任を負いません。

また、本サイトの利用に際してコンテンツ使用料は発生しませんが、通信料がかかります。

本サイトを利用することで、上記について確認し同意したものとみなします。

**会社名掲載**

**コピーライト掲載**